

第百九十八回国会

参議院財政金融委員会會議録第十一号

(一一〇)

令和元年五月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十六日

難波 獎二君

補欠選任 長浜 博行君

五月十七日

元榮太一郎君

補欠選任 山本 順三君

五月二十日

愛知 治郎君

長峯 誠君

松川 るい君

大門実紀史君

補欠選任 有村 治子君

長峯 誠君

吉田 博美君

辰巳孝太郎君

補欠選任 有村 治子君

長峯 誠君

松川 るい君

大島九州男君

大門実紀史君

補欠選任 有村 治子君

長峯 誠君

吉田 博美君

辰巳孝太郎君

補欠選任 有村 治子君

長峯 誠君

吉田 博美君

辰巳孝太郎君

補欠選任 有村 治子君

長峯 誠君

吉田 博美君

辰巳孝太郎君

補欠選任 有村 治子君

長峯 誠君

吉田 博美君

辰巳孝太郎君

委員

羽生田 俊君

三木 亨君

風間 直樹君

藤巻 健史君

愛知 治郎君

大家 敏志君

徳茂 雅之君

西田 昌司君

林 芳正君

藤末 健三君

古川 俊治君

松川 るい君

宮沢 洋一君

宮島 喜文君

藤田 幸久君

大塚 耕平君

古賀 之士君

熊野 正士君

杉 久武君

中山 恭子君

小池 晃君

大門実紀史君

渡辺 喜美君

麻生 太郎君

鈴木 馨祐君

長尾 敬君

前山 秀夫君

政府参考人

金融庁企画市場局長

三井 秀範君

金融庁監督局長

栗田 照久君

法務大臣官房審議官

筒井 健夫君

財務省主計局次長

神田 眞人君

厚生労働大臣官房審議官

吉永 和生君

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

橋本 泰宏君

農林水産大臣官房審議官

山北 幸泰君

経済産業大臣官房審議官

新居 泰人君

経済産業大臣官房審議官

成田 達治君

情報政策局商務・サービス政策統括調整官

江崎 禎英君

中小企業庁事業環境部長

木村 聡君

日本銀行副総裁

雨宮 正佳君

日本銀行副総裁

若田部昌澄君

日本銀行理事

前田 栄治君

(信用保証協会の業務運営に関する件)

(医工連携事業化推進事業に関する件)

(日本銀行の財務の健全性に関する件)

(国債補完供給制度の要件緩和に関する件)

(所有者不明不動産問題に関する件)

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中西健治君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、難波獎二君及び元榮太一郎君が委員を辞任され、その補欠として山本順三君及び藤田幸久君が選任されました。

○委員長(中西健治君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に長峯誠君を指名いたします。

○委員長(中西健治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、金融庁企画市場局長三井秀範君外十名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

参考人

日本銀行副総裁

雨宮 正佳君

日本銀行副総裁

若田部昌澄君

日本銀行理事

前田 栄治君

本日、の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(景気の現状認識と財政出動の必要性に関する件)

(金融緩和と政策の金融機関経営に与える影響に関する件)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行副総裁雨宮正佳君、同副総裁若田部昌澄君及び同理事前田栄治君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中西健治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中西健治君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西田昌司君 おはようございます。自民党の西田昌司でございます。

まず、麻生大臣にお聞きしたいと思うんですが、先日、GDP速報が発表されました、非常に私、衝撃を受けたんですね。

個人消費が減り、それから設備も減り、そして輸出も減りと、肝腎なところは全部減っております。ところが、公共事業などがプラスで押し上げているんですけれども、最後に輸入が大幅に減りまして、結果的にGDPはプラスだという話になっていまして、これはまさに内需そのものがどんどん減っちゃっていると、しかも内需が減っているから輸入も減っちゃったと、こういうことだと思ふんですね。これで、要するに輸入というのはそういう内需から引く控除項目ですから、控除項目がマイナスになると、マイナスのマイナスでプラスになったというだけの話で、これは計算式だけの話で、実態は要するに景気がどんどんどんどん縮小していると、そういうふうに考えられるわけでありまして。

つまり、インフレ状況ではなくて完全にデフレ状況に陥ってきていると、こういうことだと思ふんですが、麻生大臣はまずこれについてどういう御感想をお持ちなのか、お聞きしたいと思ふます。

○国務大臣(麻生太郎君) 二十日の日に発表されたGDPの、二〇一九年一―三月のGDPの話をしておられるんだと思いますが、成長率は御存じのように〇・五ということになりました、年率では二・一％プラスということになったんで、言われますとおり、これ二四半期連続プラスとなったということは事実だと思っております。

今、結果につきましていろいろあるんだと思ふますけれども、これはもう中国の経済というのは減速しつつあるという背景で、いわゆる生産用の機械というのが今止まっておりますし、電子部品とかデバイス等々の財貨の関係する輸出がマイナスとなったということは確かだと思ふますけれども、製造業等々、一部それに関連して先送りが見られるといったことから設備投資もマイナスになった、もうおっしゃるとおりなんだと思ふます。

他方、昨年度の補正予算等の執行等々を背景に、いわゆる公共投資がプラスとなったこと等々によつてGDP全体としてはプラスになったというふうなことだと思ふますが、こういう状況で今言われたような分析も成り立つんだと思ふますけれども、雇用とか所得とかそういう面を見ますと、これは間違いなく水準が極めて高い状況で推移しております。企業収益等々が続いておりまして、いわゆる内需というものを支えるファンダメンタルというのは、今から予算も執行されてきますし、今までと同様しっかりとっているんだと私も思ふます。

今個人消費とか設備投資のマイナスというのは、これは間違いなく、前期の反動減というのは間違いなくあると思ふますので、そういった意味では内需の増加傾向というのを、私どもとしては崩れているという感じではありませぬし、米国等々を見ましても、IMFのあれを見ましても、

も、今年度後半から確実に上がってくるというようにIMFも論評しておりますので、そういったことを考えながら我々としては引き続き内外の経済状況というものをしっかりと注視して、経済運営というのをより一層しっかりとしたものにしていかにやらぬと思っております。

○西田昌司君 今の麻生大臣の答弁によりますと、内需は落ちてきているんだが、片一方で雇用等が安定している、だから引き続きファンダメンタルズはいいんだと、こういう話なんです。私はそれはいい話だと思ふます。

つまり、雇用の話も、失業率が低いとかいろいろ言うんですけれども、この間の一番問題は、要するに労働分配率がどんどん下がっているわけですよ。企業の収益はいいけれども労働分配率が下がっているから、その分、国民側に分配されていまいから個人消費は伸びないんですよ。この個人消費が伸びない原因というのは、まさにこの経済の仕組みそのものがバブル以降そういうコストカット型に変わってきているところ、最大の問題でありますから、失業率が幾ら低くても、個人消費が伸びなければ、これ先行き全く良くないんですよ。

しかも、しかもですね、昨日はOECDのまた経済見通しも発表されましたけれども、これは経済は大減速と。中国とアメリカとの貿易戦争、摩擦というよりももう戦争のような感じの対立がありますから、先行きに關しまして、どこを見ても良くなるというのが見えていないわけですね。この状況で私は消費税をやるというのは本当にもうとんでもない話であると思ふます。ですから、今ここで、消費税議論というのはもう一度政府内でもこの経済状況を見て議論をしてもらわなければなりませんし、私は党内でも役員会でも一度議論すべきだということを言っているわけでありまして。

麻生大臣は、元々経済に關しましては一言お持ちでありましたし、非常に鋭い洞察力でこの日本を引っ張っていただいたわけですよ。今ここ

で、今までの、いわゆる財務大臣として、法律上消費税は決まっていますからやらなきゃならないと言ふのじゃなくて、一議員として、今までの麻生大臣がずっと経済について持っておられた知見で見れば、この状況で消費税を上げるなどということはあり得ないと思ふます。ですから、そういう今までの知見を踏まえた上で、財務省というその役所の代表という立場ももちろんおありですけれども、そこを含めてこの消費税増税やめるべきだと私は思ふますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 私、今ここに一個人で呼ばれているわけじゃないので、ね、そこをここに呼ばれていると思ふます。別のことを言うともた別な面白い話を作られるだけであらうので、そういうことを言うつもりはありませぬ。

今いろんな御意見があつておつたという話、意見があるというのは、何も今に始まった話じゃなくて昔からある話ですから、ずっと、消費税上げる話は、平成元年からずっと同じ話で同じ議論が、ほぼ似たような話がずっと繰り返されておるんだと理解しております。

その上で、今、世界経済とかいろいろ、全国見ましても、これは、米中の話というのはちょっと今どうなるか予断を許さないというのははっきりしておりますけれども、少なくとも米国というものを中心として緩やかに経済は回復しておりますので、今年度前半はともかく後半はという話、IMFも、この間のG20の会議でも、いずれも同じことを述べておりますので、緩やかな回復が続いている。

中国におきましても、今いろいろ長期的には問題かと思ふますが、中国においても、少なくとも、鉄鋼生産約八億トンというもののうち、世界中です、そのうち中国だけで八億トンというような生産量を持つていて、日本とかインドとかフランスとかアメリカの持つていて鉄鋼のあれが全部余っちゃうという話になるんですが、今の

ところそういった影響がこの数か月出ていない。理由は簡単で、中国でそのものを使っているからです。少なくとも丸棒だ鉄鋼だというものを中国で国内で消費している。すなわち、中国では財政出動しているということの裏付けだと思えます。で、そういった意味で、それは先になつたらまた問題になると思えますよ、こういうようなことをやっている。問題になると思えますが、当面はそういった形になつてきていると思えます。

私どもとしては、こういったような情勢を考えると、今我々が置かれている状況というのは、少子高齢化という中長期的には最大の日本にとつての問題でもありますので、この問題を解決していくときに、そこに付随しております社会保障関係費の急速な拡大ということはこれは避けて通れない問題なので、これを、勤労世代と言われる世代が減っていく中であつてこういったものを放置しておくわけにはいかぬということで、全世代型の社会保障の構築というのに向けて、今、この社会保障の安定的な財源というものを確保していくためにこの消費税というのはどうしても必要なものだと思っておりますので、今年の十月、予定どおり一〇％に引き上げさせていただきたいと考えておるところであります。

いわゆるこの引上げにとつていろいろ景気がという話が必要出てきているところですから、五月も後半になつてきておりますけれども、少なくとも今、前回のような駆け込み需要が住宅等々で起きているかといえ、どの数字を見てもこれ駆け込み需要が起きている数字は全くありませんので、そういった意味では、私どもとしては、それなりの対策というのが御理解されつつあるのかなというように考えておりますので、いずれにいたしましても、中国と米国の話等々、海外の事情というのは十分に考えておかなければならぬところだと思っておりますけれども、経済運営等々に万全を尽くしてまいりたいと考えております。

○西田昌司君 事実の捉え方が違つてこうなつてしまふので、非常に残念であります。この問題はまたいづれ、もう一遍詰めたと思ひますが、

日銀の副総裁に私お聞きしたいと思ふんですが、今、財政問題で言われているんですけれども、財務省が言っている財政の問題は基本的に事実認定がまたこれ異なつていふんです。そこで、今日はそれを明らかにしたいと思ふんですが、

まず、サラ金ありますね、皆さん方。サラ金というのは、銀行からお金を借りてそれを貸しているわけですね。そういうビジネスモデルになります。ところが、銀行は、皆さん方から集めたお金をそのまま出しているわけじゃないわけなんです。ここに信用創造というのが出てきます。サラ金とこのいわゆる民間銀行、同じ両方ともものを借りているように見えますけれども、仕組みが違ふんですが、そのところ、副総裁、説明していただけますか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

今御指摘のとおり、金融機関というのは、基本的に貯蓄超過主体から投資超過主体に対して資金の融通を行うというのが仕事でありますので、これについて言いますと、銀行のみならず、ノンバンクですとか株式市場、債券市場で資金仲介する様々な金融機関によつて行われておるわけであります。ただし、こうした様々な主体の中で決済性預金口座というものを提供している銀行だけが、その与信行動により、自ら貸出しと預金を同時にくり出すことができるわけであります。

私が例えばノンバンクに行つて金を借りるときには、ノンバンクはどちらかで調達してその金を私に貸してくれるわけですが、銀行は私に金を貸すときには、私の預金口座に記帳すると、後から預金が発生するという格好になります。これを信用創造と言つておるわけでありますけれども、この点で銀行はノンバンクなど他の金融機関とは異なる機能を持っているというふうに理解しております。

○西田昌司君 ということでありますから、要するに中央銀行に決済口座を持つて信用創造がどんどんできると、こういうことでもありますね。

それで、国債の新規発行も実は中央銀行を通してこれやっていますから、同じように国債を新規発行して銀行が引き受けると、そして、その調達したお金を政府が財政出動するという形でやつた場合、結局は、今言いましたように政府の負債は増えます、国債として。

ところが、当然のことながら、民間貯蓄が、政府の予算が執行されて政府が出した政府小切手が銀行から取り立てられて日銀に回つてくるわけでありますけれども、当然、民間貯蓄が増える、こういう理解でいいですね。

○参考人(雨宮正佳君) 国債発行による財政支出が預金通貨の創造につながるかどうかは、国債の最終的な消化形態によつても変わつてくるわけでありまして、国債が個人や投資家に、最終投資家に消化されれば、それは預金の創造にはつながらないわけでありまして、銀行が保有している分について申し上げますと、それは信用創造を通じて預金が増加するという格好になります。

○西田昌司君 ですから、今言いましたように、政府が、財務省がずつと云つてきたのは、国債をどんどん出せば借金がどんどん増えちゃつて大変だということですが、政府の負債は増えていくんですが、民間貯蓄がどんどん同時に増えていくんですから、だから、これは全く財務省の説明はおかしいんですよ。

それで、財務省の説明が正しいとすると、いわゆる個人向け国債、僅かですけれども出ております。個人向け国債は、個人の預貯金が国債と振り替わるわけでありまして、いわゆる信用創造的な形にはならないわけですね。この貯蓄が債券に変わつてしまふわけでありまして、この預金がですね。

ですから、その場合には限度額は個人の貯蓄の額ということになりますけれども、いわゆる銀行

が引き受けている新規国債の発行にはそういう個人貯蓄の限度額というものがある、民間貯蓄がその発行の限度額と云ふことにはならないと思ひますが、副総裁、いかがですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。

ただいま申し上げたように、銀行のバランスシートあるいはマクロ経済全体のバランスシートを見ますと、投資には貯蓄が対応し、負債には何らかの金融資産が対応するという事後的な対応関係と申しますか、恒等関係は必ずあるわけであり

ます。したがつて、御指摘のとおり、金融機関が国債を保有し財政支出が行われれば、それに対応する預金通貨は事後的には同額発生しているわけでありまして、これはあくまで事後的な対応関係でありまして、そのプロセスで例えば政府の財政の持続性であるいはインフレ懸念というふうなものが発生して金利なり為替なり資金の流れがどう変わるかということとは、これはまた別の問題であるというふうな考える必要があるように思つております。

○西田昌司君 事後的にとおっしゃるけれども、結局、政府が予算化したら、当然それは消費になつたり所得になつたりして、結果的には誰かの貯蓄が増えるわけですね。そうでしょう。だから、事後的にと言つて、それはいわゆるタイムラグの話でありまして、結果的には同額の、政府の負債と同額の民間貯蓄が増えるということじゃないですか。そうでしょ。

○参考人(雨宮正佳君) 御指摘のとおり、投資が発生すればそれに対応する貯蓄が発生するわけでありまして、問題は、銀行であれ、あるいは個人投資家であれ、その発生した貯蓄をどういう金融資産に割り当てるか、何で運用するかということろがポイントになるわけでありまして。その際、例えば財政の持続可能性に対する信頼度とか、あるいは将来の経済や物価に対する、変動に対する懸念といったことを背景に、国債に対する需要がどうなるかといったことによつて様々な変動が生

じるということかというふうに理解してございませう。

○西田昌司君 答弁、かなりごまかしてしまっている、そこですね。単純に、要するに政府が財政出動すれば民間貯蓄が増えるというのは、これはもうどこまでも否定できない事実ですよ。問題の次の財政がどうか信認がどうかと言っているけれども、そもそも、日銀がすごいことを発明してくれたんですよ。

要するに、国債をどんどん出していく、民間ではそんなことをしちゃうと通貨量が増えてインフレになるんじゃないかと、こういう話だったんですよ。まさにそう思ってたわけですよ、日銀は。爆買いしたわけですよ、国債の。ところが、現実には通貨量は増えない。要するに、信用創造がどんどんやっていると実際の通貨量は増えないわけですよ。だから、思ったとおりのインフレにならなかった。それよりも、

どんどんこのインフレ率を抑えるというか、利子率を抑える技術を開発しちゃったわけですよ、日銀が。要するに、たくさん買って、そしていわゆる短期市場の金利がゼロになっちゃったわけですね、融通する必要なくなっちゃいましたから。長期についても国債のこの率を調整しまして、いわゆるイールドカーブコントロール、長短含めてインフレさせない仕組みをつくっちゃっているわけですよ、つまり。

要するに、いわゆるハイパーインフレになろうと思っても、あなた方がそういう見事な装置をつくってくれたから、それでコントロールできるんじゃないですか。今、現にコントロールしているんじゃないですか。どうですか。

○参考人(雨宮正佳君) 私どもとしては、物価安定目標の実現のために強力な金融緩和措置を講じているわけでごいまして、今の段階では、こうした金融緩和がそれぞれの経済主体の前向きな経済活動に結び付いて需要が増加し、需給ギャップ等が改善することを通じて物価安定目標に近づいていくというのを目指して金融緩和を続けてい

るわけでございます。

○西田昌司君 それで、信用創造が一番大事なのは、要するにお金を何かに使うという需要がなければ借らないということなんですよ。これはもう常識なんですよ。だから、幾ら金利が低くても先行きが見通せなかったら、返済できないと思っただけで借らないんですよ。だから、需要創造ができない。ところが、政府の財政出動は、需要そのものを予算によってつくってしまっているわけですよ。貯蓄を増やすだけじゃなくて、需要そのものを使って増やしている、これが財政出動ですよ。これを財務省がPBバランスなんか言い出したために止めちゃっているんですよ、麻生大臣。

是非ここを、麻生大臣、元々、どんなこの需要創造をすべきだという意見だったはずですが、消費税を上げるんだしたら、上げていい環境をつくるためには、まさに財政出動をどかんとやらなきゃならないと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃっていることは、決してあなたが丸丸間違っていますよなんて否定するつもりはありませんよ。私どもを励ますつもりは、一面確かですから。

しかし、物事はいろいろな多面性がありまして、これを出すことによってどういう評価を日本という国が得るか。例えば、格付の問題にしても何の問題にしても、これは響いてきますから。そういう意味では、全体のことを考えなければならぬのであって、確かに政府の借金であって国民の借金じゃないという指摘は正しいですよ、間違いないと思うんです。それは事実ですけども、ただ、現実考えておかないか。だからといって、国がどんどん日銀に肩代わってどんどん借金をしていくといった結果、マーケットにおいてどんな信用、どんな格付、どんな円の位置付け等々、いろんなものを考えないか。波及するところがでかいので、全体としてバランスを見ながらよくやっていかないかぬというのが財政当局の難しいところだと思っています。

○西田昌司君 もうこれで終わりますが、財務省のホームページには、自国建ての通貨でやっている国債は絶対破綻、デフォルトしないと格付変更されたときにも堂々と反論されているという事実をここで伝えておきたいと思っています。

○藤田幸久君 立憲民主党の藤田幸久でございます。久しぶりで財政金融委員会に質問させていただきます。理事、皆さんの御配慮に感謝申し上げます。私は、農林水産委員会でも農林中金の問題を取り上げてまいりました。と申しますのは、最近、アメリカの経済新聞なんかで、この農林中金に関する記事が多数出ております。例えば、二月十九日のウォール・ストリート・ジャーナルでは、日本の農家の預金がアメリカ企業の財務の健全性と連動していると書いてございます。同じ二十六日付けのこの新聞では、CLO、ローン担保証券の格付と一つの銀行への依存が双子の脅威であるとも書いております。

一方で、資料の一枚目を御覧いただきたいと思いますが、農林中金の経常利益は、これはマイナスイ金利の下、二〇一四年度をピークにして、二〇一七年度には千七百十億円、二〇一八年度は第一・四半期が前年度同期で五割に落ち込んでいます。

そんな中、農林中金は、昨年、CLOへの投資を三兆円近く増やしております。この件について、農水委員会でも私の質問に対して吉川農水大臣は、金融庁とともにCLO投資の拡大がシステムリスクに発展をして金融システム安定が損なわれないように三月に規制強化を行ったというところであります。

麻生大臣は金融担当大臣、吉川大臣と同じような認識、姿勢であるというふうに理解していいのかどうかについてお答えをいただきたいということ、このCLO投資の拡大がシステムリスクに発展する可能性は十分にあると考えておられるのか、見解をお答えをいただきたいと思いま

す。

○国務大臣(麻生太郎君) いわゆるコラテラライズド・ローン・オペレーションでしたっけね、たしかCLOのあれだと思いましたが、これを農林水産省と連携をいたしながら、農林中央金庫に対して、このCLOへの投資を含めてこれモニタリングを行っているのは当然なことであり

ます。金融庁では、本年三月に、金融危機時の反省を踏まえまして、証券化商品市場を通して金融市場というものの危機の連鎖を未然に防止する枠組みの一つとして、これはCLOに限りませんけれども、金融商品の証券化商品への投資に関する規制の強化というものを既に行っているところであります。

お尋ねのこのCLO投資の拡大がシステムリスクに発展していくかどうかということに関しては、これは現時点において日本の金融システムは総体として安定をいたしておりますんで、農林中央金庫を含まして日本の金融機関が保有しておりますCLOというものは高格付のものが主に中心だと承知をいたしております。

他方で、このCLOの裏付けとなります資産は、御存じのようにこれは格付が低い企業向けのいわゆる貸出金でありまして、景気後退局面というものをにおきましては、これは裏付け資産の悪化を通じてCLOというものを保有しております金融機関の損失に与える潜在的なリスクというものは御存じのとおりであります。

こうした中で、システムリスクに発展する可能性について予断を持つてお答えするということはこれは困難ですけれども、金融庁におきまして、このCLO投資の拡大等々によって金融システム全体の安全性が損なわれるということがないように、これは内外の経済情勢、市場動向等々を十分に注視していきながら、金融機関との対話を通じてリスク管理というものを高度化を促すなど等々、必要に応じて適切な対応を行ってまいり

たいと考えているところであります。

○藤田幸久君　それで、三枚目の資料をちょっと御覧いただきたいと思いますが、それで、突然でもありますけど、お分かりと思いますが、両宮副総裁、この三枚目の資料でございますけれども、例えば上から二つ目、イエレン前FRB議長は、米国内で信用力が低い企業向けの融資であるレバレッジド・ローンや低格付社債の発行が拡大していることに懸念を示したと。それから、上から三つ目、これはイングランド銀行のカーニー総裁ですけれども、二兆ドルのレバレッジド・ローン市場を十年前の世界的金融危機のきっかけとなったサブプライムローンになぞらえ、拡大に警鐘を鳴らしたと。で、下の方から二行目でありますが、サブプライムとの類似性は完璧ではないが、十一年前に見られたノー・ドックの引受けに向かっていくと述べたとありますが、同じ中央銀行のトップとして、このアメリカ及びイギリスの総裁あるいは元議長がおっしゃっているらしいこの認識については同じですか、違いますか。

○参考人(雨宮正佳君)　お答え申し上げます。

近年、先進国を中心に低金利環境が続く中で、投資家による言わば利回り追求の動きが見られておりまして、欧米のクレジット市場でこうしたレバレッジド・ローンといった企業債務の残高が増加してきております。

私、先々週末もBISの総裁会議に出てまいりましたが、そうした場でも、こうした国際金融市場におけるデットの積み上がりということが一つの検討の課題になっているということは事実でございます。

○藤田幸久君　時間の関係で、農水省の質問、ちょっと後に飛ばします。

近年、農林中金はいわゆるダイレクトレンディングへの投資を増額させています。これは、銀行が貸出しできないような無格付の中小企業に対して事業法人、つまりファンドが貸与を行う商品で、銀行が与信管理できないような貸付先に対して、ファンドを通せば銀行が実質的に与信を持つ

という極めて矛盾したシステムであります。

金融庁は、十六日の本委員会、現時点で金融システムに影響があるところまでの問題ではないという答弁をしておりますけれども、ダイレクトレンディングというのは金融監督当局の貸出抑制の指導が及ばないとされておりますので、その意味ではCLO以上に危険性があるのではないかと考えますけれども、麻生大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君)　これは、御指摘のありましたように、ダイレクトレンディングというものは、これ一般的にはです、一般的には、銀行と比較して厳しい規制を受けぬといったようなファンドなどによつて、主に無格付の中堅・中小企業を対象としてはいわゆる貸し付けてありまして、このリスク特性というのを踏まえた投資方針の策定とか、ファンドによるモニタリングが適切に行われていることがリスク管理において重要ないわゆる金融商品であるというように承知をいたしております。

一方で、先ほど出ましたCLOは、一般的には銀行などによる主に格付が低い企業向けの貸付けを裏付け資産として作り出された証券化商品であるので、こちらにつきましても、格付のみの依存にすることではなくて、裏付け資産の質などを踏まえた投資方針の策定とか、また定期的なモニタリングがリスク管理において重要になるということとはもう当然のことだと承知をいたしております。

農林中央金庫を含めました日本の大手金融機関が行う有価証券運用に関しましては、これは金融庁が実施しておりますモニタリングにおきましては、CLOとかダイレクトレンディングといったような金融商品のリスクの特性というのを踏まえて、リスクテイクというものと見合った適切な管理体制が整備されているかというところと併せて検討させていただいてるところであります。いずれにいたしましても、金融機関との対話を通じてリスク管理の高度化を促すなど、必要に

応じて適切な対応を行ってまいりたいと考えているところであります。

○藤田幸久君　追加した質問でございますけれども、世界的なシステム上重要な銀行、G-SIBの規制というのがございますけれども、今、日本ではメガバンク三行と野村証券のみがこの規制下にあります。これらの金融機関と農林中金と、ある意味では同様の規模を有するわけでございまして、いわゆるこのG-SIBに、規制下に入るべきではないかと思いますが、金融庁、これは局長で結構でございますので、答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(栗田照久君)　今ありましたグローバルなシステム上重要な銀行、ジョーシブなどと読み習わしておりますけれども、それにつきましては、グローバルな活動、規模、相互関連性、代替可能性、複雑性の基準に基づいて金融安定理事會、FSBにおいて選定され、公表されているものと承知しております。日本からは三メガが選定されているということでございます。

個別金融機関のG-SIB選定過程についてコメントすることは差し控えていただきたいと思いますけれども、金融庁といたしましては、引き続き金融システムの安定性が損なわれないよう、内外の経済・市場動向を注視するとともに、金融機関との対話を通じてリスク管理の高度化を促すなど、必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

なお、農林中金につきましては、G-SIBではございませんけれども、国内のシステムの重要な銀行、D-SIBというふうに言っておりますけれども、として指定しております。資本水準を上乗せして求めるなどの規制を適用しているところでございます。

○藤田幸久君　時間の関係で次に参ります。このマイナス金利で地域銀行が大変な状況になっております。これは、いろいろ最近新聞記事に出ておりますが、四枚目に朝日新聞の記事を付けました。三月末の地域銀行の決算では、七割の銀

行が減益又は赤字であります。それから、利ざやが減少しています。一部の地銀では利ざやがマイナスに陥っている。それから、日銀の金融システムレポートでもかなり書いておりまして、例えば、二〇二八年度の利ざやが二〇〇九年度に比べて約一%縮小するという試算もされております。それから、貸出手数料といった本業だけだと約半数の地銀が赤字になると言われております。

今まで金融庁や日銀の答弁ですと、人口や企業数の減少などをこの原因としておりますけれども、やはり日銀の低金利政策が長期化して利ざやが減少しているという状況があると思うんですけれども、利ざやが減少している状況では有望な融資先を開拓し、融資を増やすことは難しいと思いますが、これについて麻生大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君)　これは、地域銀行、約百六行と言われますけれども、そういった経営環境は厳しい状態が続いております。貸出金利を見ましても下がってきておるといふのは事実であります。一定の収益を確保するために、地域銀行の貸出残高というものはむしろ増えております。

その上で、地域銀行をめぐる厳しい経営環境の背景として、これは、人口が減っているとか企業数が減っておるとか倒産したとか、いろんな背景がありますけれども、超低利の金利というものの継続の影響というのだけではなくて、これは顧客と言われる借り手の資金需要と、今、金があつても借りないという状況ですから、そういった意味では一般的な金融市場の動向と、また地域経済を含めまして国内外のマクロ経済全体の動向等、様々な要因が影響を受けているものだと思います。

いずれにしても、こうした厳しい経営環境の下でも、例えば銀行で適切なアドバイスとかファイナンス等々を提供することで企業の生産性を図ったり、地域経済の発展に貢献するといったなどを通じて、これは持続可能なビジネスモデルというものを自ら構築して金融仲介機能を發揮している

ことが大事なんだと私どもは考えております。

したがって、金融庁といたしましては、適切なモニタリングを通じてアドバイスするとかファイナンスする点で等々、地域銀行の独自の取組というものをこれは促してしかるべきだと思っておりますし、そうした取組をサポートするために業務の範囲規制に関する規制緩和などの環境整備に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○藤田幸久君 済みません、質問に答えていただいております。

私の質問は、利ざやが減少し続ける中では融資を増やすことは難しいのではないかとこの部分についてお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 増えておると申し上げました。

御理解いただいていないようなので、数字で申し上げます。

貸出残高を見ますと、二〇二一年の二百九兆円から二〇一七年二百六十一兆円と、プラス四十二兆円貸出残高が増えております。貸出し利ざやは、御存じのように一・五五が一・一一と〇・四四減っているにもかかわらず、貸出残高は増えておるといのが実体の数字であります。

○藤田幸久君 その有望な、特に地方における融資先が増えているという実態があると思っておりますが、改めて伺いたいと思っております。

それから、日銀の低金利政策によってリスク性資産の保有を増やしてきたわけでございますので、地銀の自己資本比率も減ってきております。国内基準行の自己資本比率が二〇一七年度では九・五九％と、二〇二二年度に比べて一・五％減少しています。自己資本比率の低い銀行ほど貸出しに消極的な傾向が見られるために、貸出しで抑制を通じて実体経済に悪影響を及ぼすということが想定されると思っております。

麻生大臣は十六日のこの委員会でも、地銀平均の自己資本比率が約一〇％のレベルであって、システム総体としては安定していると発言しております。

すけれども、実際にこの先ほど申しました数字を見ても放置できない状況にあるのではないかと思いますが、見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 地域銀行の自己資本比率というのは、これは貸出金の増加等というものを背景にして低下傾向にありますものの、地域銀行全体の自己資本の総額は増加をいたしております。こうしたことを踏まえ、現時点において地域銀行の資本基盤というものは充実しておるのであって、日本の金融システムは総体としては安定しているのだと考えております。

また、自己資本比率の高低にかかわらず、総体として地域銀行の貸出総額と、残高というものは増加傾向にあります。地域銀行におきましては、貸出しなどの金融仲介機能を十分に発揮することによって地域企業の生産性を図るとか、また地域経済の発展に貢献していくことが求められておると思っておりますが、繰り返すようになりますが、金融庁といたしましては、こうした観点から地域銀行の自主的な取組というのを引き続き促してまいりたいと考えております。

○藤田幸久君 全体であっても、いろんな地域においてこの実は自己資本比率の低下というものが、いろいろな悪影響が出ておると思っておりますけれども、また改めて質問いたします。

そこで、日本の銀行のアメリカ市場への投資が随分と増加しております。資料の五ページ、御覧いただきたいと思っておりますけれども、日本の銀行は金利の高い米国などに資金を還流させておられるわけでありまして。日銀の金融システムレポートによれば、アメリカにおける日本の銀行の国際与信のシェアは二五％以上に拡大しております。うち銀行や農林中金がリスク性資産への投資を拡大をし、CLO等の海外クレジット投資残高が二〇一八年までに七千億ドルを突破したということも明らかになっております。

日銀のマイナスイ金利政策によるジャパン・マネーの米国還流が、アメリカの株高、国債金利上昇、ドル高を可能にして、財政赤字の尻拭いまで

しているという構造になっていると思っております。黒田日銀総裁は十四日の本委員会でも、CLOを含むクレジット投資が増えているのは先進国では一般的な現象であると答弁しておりますが、日銀の金融政策の結果、この日本の米国クレジット投資に関する寄与度が高まっているということは間違いないのではないかと思いますが、副総裁、お答えをいただきたいと思っております。

○参考人(雨宮正佳君) 先ほど申し上げましたとおり、諸外国の中央銀行総裁も言及しております。今、先進国全体で低金利が続く中で利回り追求の動きが見られておまして、クレジット市場で様々な債務の残高が増加しているという傾向は、世界共通、先進国共通で見られるというところかと思います。そうした中でも、我が国の大手金融機関を中心に、CLO、先ほどから話題になっておりますCLOを含む海外クレジット投資残高が増加基調にあるということは認識しております。

ただ、その背景は、先ほど来御議論がございまして、国内での低金利環境の長期化ということもございまして、それに並びまして、やはり人口減少ですとか企業数の減少、あるいは成長期待の低下といったことを背景とする資金需要の伸び悩みを受けて、金融機関が有価証券運用等で積極的なリスクテイクを行っているといたこともございまして、様々な要因が背景にあるものというふうにご認識していただきたいと思います。

○藤田幸久君 いや、様々な要因というのは、そういう回答をしておりますけど、やっぱりメインはこの低金利政策ということであり、かつ、先ほどの質問、つまり、イエレン前議長、カーニー総裁の話もそうですけれども、これだけ中央銀行のイギリスやアメリカの方々がこれだけはっきり言っているということは、様々な原因で、つまり、CLO投資等に行っているその危険性をこれだけの方が発言されているに比べれば、日銀の方は非常に何かのんびり構えているなと、これに本気で大丈夫なのかなという気がいたしますが、

本当にそうですか。

○参考人(雨宮正佳君) 先ほど大臣の方から御答弁ございましたけれども、私どももこうした状況については点検を重ねてきております。現段階では、本邦金融機関が保有するCLOは格付が最上位のものが中心でありますとか、あるいは裏付け資産のモニタリングやストレステストなど、リスク管理は相応にしっかりと行っているというふうにご認識していただきたいと思います。

もとより、昨秋以降ですか、市場の動向に応じてはこうしたクレジット商品の価格が大きく変動するといったこともございますので、こうした金融機関による投資動向については今後とも注視していきたいというふうにご認識しております。

○藤田幸久君 ここで金融庁の局長に伺います。私が農水委員会でのCLO等の質問しましたところ、格付をうのみにせず、このリスクの所在の把握が重要であると。リスクの所在が重要である、格付をうのみにせずということからしますと、このいわゆるリスクの所在の部分がダイレクトレンドニングも含めまして非常に危ういのではないかと。それが、アメリカあるいはイギリスの中央銀行総裁等がおっしゃっている、しかも、いわゆるサブプライムローンとの比較についてまで言及されている。

そうすると、サブプライムローン以降、実は、CLOを欧米の金融機関は下げたんです。ところが、農林中金だけ増やしてきているんです。まさにその所在の問題についての認識が違わなければならないので、それについて、所在の関係から問題ないんですか。

○政府参考人(栗田照久君) CLOにつきましては、その格付というのが一つの判断指標にはなると思っておりますが、今御指摘のように、高格付であれば全てよしということではなくて、ほか、どういう実態、実質的なリスクを持っているのかということ金融機関としてよく見ていただく必要がありますし、その点について我々もよく見ていく必要があるというふうにご認識しております。

具体的には、要するに、CLOの原債権になっているような貸出しがどういう質のものか、どういう条件が付いているのか、そういう点も含めて、できるだけ細かく我々としてはモニタリングしていきたいというふうに考えてございます。

○藤田幸久君 また日銀の副総裁にお伺いしたいと思いますが、アメリカの国債債務利払い費は、ほかのG7諸国に比べて非常に増えてきています。かつ、巨額になっていきます。国家債務に対する利息の利払いが一日千五百億円というような数字もあります。

資料の六を御覧いただきたいと思っています。これまた見てびっくりしたんですけれども、これ、一応円に換算しました。そうすると、日本が八兆一千四百七十七億円、アメリカは五十二兆九千六百五十億円ぐらいになります。これ、増え続けていきます。これ、大変な実はアメリカの債務でありますけれども、日銀がマイナス金利政策を止めた場合、日本からの資金の流入がストップして、これはアメリカの財政、経済は大変なことになる。最悪の場合に第二のシステムリスク、世界恐慌の引き金になるという話まで実はアメリカの新聞なんかに出ておりますけれども。

ということは、今の異次元金融緩和政策を続けると、今日指摘しました地銀なんか大変なことでございますし、日銀が国債の四十数%を持っているので国内の流動債が減っている。ですから、マイナス金利政策の弊害が明らかになってきているわけですが、一方で、これを止めると世界的に危機的な状況に陥ると。ですから、続けるにしても止めるにしても、進むも地獄、引くも地獄じゃありませんけれども、今非常にいろんな意味で重要な局面になっているし、大変重要な状況にあるとおっしゃるけれども、こういう中でマイナス金利政策についてどう対応すべきかについて、日銀のお答えをいただきたいと思っています。

○参考人(雨宮正佳君) まず御理解いただきたいことでございますけれども、私どもでは、目標で

ある物価安定の実現にはなお時間が掛かるというふうに考えております中で、物価の安定という使命を果たすため、現在の強力な金融緩和を粘り強く続けていくことが必要であると考えております。

その上で、例えば御指摘のありました出口の影響でございますが、まず御理解いただきたいことは、仮に出口に到達するということは、日本経済がいよいよ物価安定の下での安定的な成長経路をしっかりと確保したということでございますので、世界第三位の経済がそうしたしっかりと安定成長経路を確実にするということは、これは世界経済、アメリカも含めまして世界経済にとってもプラスに寄与するということでは基本だろうと思っております。ただし、その上で、御指摘のありましたとおり、金利水準の調整ということを行う場合には、それが内外の市場にどのような影響を与えるかといったことも十分配慮しながら進めていく必要があるというふうに考えております。

いずれ先行き物価安定の目標の実現に近づく際には、この出口に向けた戦略や方針について、内外の市場参加者に対し適切に情報発信していくことが大事であると思っております。そうしたしっかりとしたコミュニケーションを続けながら安定を確保しつつ、しっかりとした対応を取るということは可能であるというふうに考えております。

○藤田幸久君 昨年の七月だろうと思いますが、日銀の政策決定会合で金融緩和政策変更ないと決定したところ、欧米の新聞がほとととしたというように見出しの記事が出ました。つまり、日銀がこれ金融緩和政策をやめると金利差がなくなるので、アメリカの財政が大変になってしまおうということ、実際に見出しが出たぐらいです。

つまり、日銀の政策決定会合の動向が、これ世界が注視していて、したがって、今のいろんなマイナス金利政策が国内で様々な財政、経済等に関していろんなマイナス要因が出ていますけれども、一方でこれをやめると世界が大変震撼してしまうと、そういう状況に日銀の政策決定会合があ

ると、そういう認識お持ちですか。

○参考人(雨宮正佳君) 今、世界の金融市場、為替市場はグローバル化しておりますので、日本だけではなく、各国の経済情勢あるいは政策運営が大きな広がりを持つということは御指摘のとおりでございますし、そうした点は私どもとしてもしっかりと念頭に置いて、適切な政策運営と丹念な市場とのコミュニケーションに努めてまいりたいというふうに考えております。

ただし、私どもの仕事は、あくまで日本経済の物価安定、物価安定の下での健全な国民経済の発展でございますので、米国の経済の面からは米政府とFRBが見るべきだというふうに考えてございます。

○藤田幸久君 麻生大臣、今、日銀はそういうふうにおっしゃっていますけれども、実際に日本の金融政策が、実はアメリカの、先ほど資料を示しましたように、相当お金がアメリカに行っているわけです。聞きますと、ヨーロッパにも相当行っています。これだけアメリカ及びヨーロッパにお金が行っているということは、この日本の政策がそれだけ他国の特に財政赤字に対して尻拭いといえますか、下支えをしているわけですから、これはやはり、これだけグローバル化しているということは、先ほど日銀は、日本経済はうちがやる、アメリカ経済はアメリカが勝手にやれみたいな話でしたけれども、それ以上に重みを持つておると思っていますので、そういう意味での金融政策をやっていた方がいいと思いますが、それについてコメントがあればお答えをいただきたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本銀行が自国の物価安定、自国の経済、金融等々に多大なる責任を持つて優先順位の一つとしてやらなければならないのであって、それは当然り前の話を今副総裁の方からあったんだと思いますが、加えて、国際社会の中で非常に大きな影響力を持つようになってきているというのはこの数年間はつきりしてきているとおっしゃるので、それに対応して私どももいろんなことから、私どもとしてIMFに、少なく

ともIMFに、あの金融危機が起きました十年前にIMFに金を十兆円ローンするというふうなこともやっておるわけですから、今に始まったことではなく、昔からそのような対応をしてきたと思っております。

○藤田幸久君 終わります。ありがとうございます。

○古賀之士君 国民民主党・新緑風会の古賀之士です。

まず、麻生大臣にお礼を述べさせていただきます。

今年三月の本会議において代表質問をさせていただいた際に、国税庁の軽減税率の相談ダイヤルが有料であるということ指摘をいたしました。そうしましたところ、四月の二十二日からその有料相談ダイヤルが無料、フリーダイヤルとなりました。麻生大臣始め関係各位の皆様方に、対応を本当にありがとうございます。多くの小売それから飲食始めとする特に中小企業の皆様方にとっては、この無料ダイヤルというのは朗報だと思っております。感謝申し上げます。

それでは、質問に移させていただきます。

まず、資料の一、御覧いただきたいと思えます。信用保証協会についての理事長等の選任方法についてお伺いをいたします。

まず、役員について、この資料にありますとおり、五十の協会における選定プロセス、公募形式が十四、それから第三者委員会形式が三十六の協会となっております。公募の形式ですとか審査のプロセス、それから第三者委員会の構成や審査のプロセスについて国はチェックをしているんでしょうか、そして、選定プロセスをホームページ等で公開している協会がどれぐらいあるんでしょうか、経産省参考人にお伺いします。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。信用保証協会は、公的機関といたしまして透明性や公平性を確保することが求められてございます。中小企業庁といたしましては、その役員につきましても、適切な手続に基づきまして能力本位

で適材適所の人材が選任されることが望ましいと考えてございます。このため、平成二十六年十月に保証協会向けの監督指針を改正させていただきます。また、関係する地方公共団体からの理事選任につきましては透明性の高い手続を経なければならぬということとさせていただきますところでございます。

中小企業庁といたしましては、各保証協会の業務方法書の認可等を通じてそうした手続の整備状況について確認を行っているところでございます。平成二十六年十月の監督指針改正前に公募や第三者委員会といった透明性の高い手続を通じた選任を行っていたのは四協会でございますが、監督指針の改正を経た現在では、五十一の保証協会全てで透明性の高い手続を講じているところでございます。

また、中小企業庁は実際に各保証協会が役員が選任された際に報告を受けてございまして、仮に業務方法書に沿った手続が行われていなければ、法律に基づく検査により確認し、必要な指導を行いますなど、保証協会の健全な運営の確保に向けた適切な監督を行っているところでございます。その結果、中小企業庁としてでございますけれども、監督指針の改正後におきまして選任手続上の問題があった事案は把握しておりませんで、各保証協会では所定の手続が適切に実施されているものと認識しているところでございます。

御指摘ございました理事長、会長の選定プロセスのホームページ等での公表状況につきましては、現在、五十一の保証協会のうち十三の保証協会が選定の手続を保証協会自身あるいは関係する地方公共団体のホームページで公表しているものと承知しているところでございます。

○古賀之土君 今述べていただいたとおり、資料一にも、下のところにアンダーラインで引かせていただいておりますが、この関係地方公共団体の理事については公募や複数の候補者からの選定等の透明性の高い手続が経られたものとして選任が行

われるようにしているかと、まさにそこだと思えます。

一ページおめくりいただいて資料の二を御覧いただきたいんですが、これは琉球新報の電子版で二〇一五年の五月のものですけれども、ここに、沖縄県の信用保証協会の次期会長候補として、見出しに宮城氏に調整というふうに出ております。つまり、信用保証協会の理事長それから会長人事に当たっては、第三者委員会の設置の前から県の役人の方が本命であるというふうになり、実質これ漏れているわけですね。これって、言葉は悪いですが、出来レースの疑いもあると。こうした点をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(木村聡君) 先ほど御答弁申し上げましたとおり、それぞれ適切に選任が行われているというふうには認識をいたしておりますけれども、信用保証協会法上は、主務大臣は、保証協会を監督し、必要あらば報告させ、仮に業務方法書等に違反する場合には、同法の目的を達成するために必要な限度において役員の解任等の必要な措置を命ずることが可能となっております。引き続き適切に監督してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○古賀之土君 是非チェックをもう一度きちんとしていただければと思っております。

資料の三を御覧ください。金融担当大臣でもいらっしゃる麻生大臣にお伺いいたしますが、この信用保証協会の理事長、会長について、自治体出身者の継続数とそれから自治体出身者の継続年数を書いてある表なんですけれども、大阪それから兵庫では十九代継続して、なおかつその継続年数が七十年というふうになっております。監督指針に形だけ従っているだけのようで、これ実際、これ内容が本当に伴っているのかというように思える部分の中にはあるんですが、麻生大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今資料を拝見しました

けれども、この信用保証協会の話ですけれども、これ、中小企業・小規模事業者の金融の円滑な運営というのを図るためにこれは重要な役割をこの信用保証協会というのには担っておるんですけれども、地域経済とか中小企業とか小規模事業者の活性化というのを第一に考えてもらわなきゃいかぬところなんです。公的機関としての信用保証協会というものの透明性とか公平性というのを求められているということがおっしゃりたいところなんだと思うんですが、この理事長、会長につきましても、こうした理念を踏まえてこれは適切な対応というものが、適材適所に配置されるということが望ましいんだと考えておりますので。

これは、平成二十六年の十月に監督指針というのを改正して、信用保証協会に対して、関係する地方自治体からの理事長、会長の選任に対しては透明性の高い手続を実施するということを求めています。今たしか石川県がきちんと思っております。記憶しますけど、石川県以外の信用保証協会も、理事長、会長が地方自治体出身であるかどうかにかかわらず、適切なプロセスというものを経て選任されているんだと承知しておりますが、いずれにいたしましても、中小企業庁と関係公共団体と連携をいたしまして、この客観的かつ公正な事務運営が確保されるようにしておきまさんと、妙な形になると癒着とか天下りとか話になつてきますので、適切な指導監督を行ってまいりたいと考えております。

○古賀之土君 是非そのように適切な対応をよろしくお願いいたします。

今大臣の御答弁にもありましたとおり、石川県はこれゼロ、ゼロという形なんですけれども、そのほかは一桁というのがあるところとあります。どなかしますともう数十年前にわたっているものがほとんどでございますので、よろしくお願いいたします。

では、その信用保証協会の業務について伺います。

愛知県と名古屋、それから岐阜県と岐阜市のように県と市の両方に信用保証協会があることについてどのように考えていらっしゃるでしょうか。また、先行して実は合併をしているのが大阪府と大阪市です。この効果の検証などを経産省は行ったのでしょうか。お尋ねです。

○政府参考人(木村聡君) お答え申し上げます。信用保証協会は、各地域の経済と雇用を担います中小企業の資金繰りの円滑化を支援している信用保証協会法に基づく認可法人でございます。

現在業務を行っている信用保証協会は、例えば、関係する地方公共団体や商工団体等の発意によりまして、その業務の対象区域を含む定款を作成した上で信用保証協会法に基づく認可を受けて設立されてきたものでございまして、現在全国に五十一ある保証協会はそれぞれ適切に業務運営を行っているものと承知をいたしてございます。

大阪府と市の保証協会の合併について御指摘がございましたが、信用保証協会の合併につきましては、信用保証協会法におきまして、定款に合併に係る規定があるときは理事の決定によって合併することができるとされ、保証協会における諸手続と主務大臣による認可に係る規定等が整備されているところでございます。

中小企業庁といたしましては、現在、県と市に保証協会が併存する地域におきまして合併に向けた検討が行われているというところは承知しておりますけれども、今後、仮に具体的な動きがあれば、法律の規定に沿って適切に対応してまいりたいと、このように考えてございます。

また、御指摘ございました大阪府信用保証協会と大阪市信用保証協会の合併の効果についてでございますけれども、合併後の保証協会が、事務所面積の見直しによりまして賃料削減効果でありますとか、あるいは重複業務に従事する職員の配置転換等によりまして人件費削減効果があったという評価をしているとの報告を受けているところでございます。

中小企業庁といたしましては、今後とも関係す

る地方公共団体とも連携しながら、各保証協会が安定かつ効率的に組織運営を行っていきけるよう適切に監督してまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○古賀之土君 是非、こういった信用保証協会の理事長、会長の選任はもろろんなんですけれども、具体的にこういった合併が行われているところもあるわけですので、是非その辺を無駄のないように、そしてあらぬ誤解や疑いが掛けられないような形で業務の効率化を是非図っていただきたいというふうに思っております。

それからあと、みちのく銀行以外の金融機関、信用保証協会に提出する書類、これ偽造事件の件でございますけれども、みちのく銀行以外の金融機関に、信用保証協会に提出する書類の偽造事件はほかにはなかったのでしょうか。こちらは金融庁の参考人の方に。

○政府参考人(栗田照久君) お尋ねのございました金融機関が信用保証協会に提出する書類を偽造していたというみちのく銀行の事案に関しまして、他の銀行、金融機関から提出されました過去五年間の不祥事件等届出書を確認させていただきましたところ、みちのく銀行以外にも同様の事案が認められたところでございます。

金融庁といたしましては、今後とも、引き続き金融機関に対して適切な金融仲介機能の発揮を促すとともに、金融機関の業務の動向をきちんとモニタリングしてまいりたいというふうに考えてございます。

○古賀之土君 そういった書類の偽造事案は、これ非公表、公表というのは何かガイドライン等あるんでしょうか。

○政府参考人(栗田照久君) 何か問題になるような事件が起こりましたときにこれを公表するか非公表とするかの判断については、一義的に金融機関自身が判断すべきものだというふうに承知しております。

我々金融庁といたしましては、金融機関において

る情報発信の状況等を含めまして、問題が発生した場合の対応が十分なものか、適切なものになっているかについて確認するなど、実態把握に努めているところでございます。

○古賀之土君 つまり、各金融機関に対してもう公表が非公表かを委ねているという状況だと思えますので、これ、場合によっては非公表にしている、顧客に重大な影響や、それから場合によっては被害を被る可能性やおそれがあるということもあり得ますので、その辺もしっかりと監督していただいて、場合によっては受ける影響の大きさなども勘案していただいて、是非、金融機関のその公表、非公表に関しては是非対応をしっかりとさせていただきたいということを改めて通告なりしていただけるようお願い申し上げます。ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、INCCJ、通称インクジェーと申しますが、それとジャパンディスプレイ、JDI、及び時間がありまして日本版のスケジュールワードシブ・コードについてお話を伺いたいと思っております。

まず、資料の四を御覧ください。これはジャパンディスプレイの二〇一八年度の第四・四半期の、そして通期の決算説明会の資料なんですが、構造改革の概要と書いてございます。

五月の十五日の決算説明会の資料では、この下の段に書いてありますように、一千人規模の早期希望退職を上期中に募集とあります。大変厳しい現実です。こういった状況もある中で、産業革新機構、INCCJが、つまり行政が深く関わっている会社でこうした事態に至っているということを経産省はどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(成田達治君) お答え申し上げます。

今委員御指摘ありましたように、ジャパンディスプレイ、JDIにつきましては非常に厳しい経営状況ということで、御指摘ありましたように千人規模の早期希望退職を募集するという状況でござ

います。

一般論としまして、競争の激しい分野におきましては各社で事業体質の強化に向けた様々な対応が行われるということは承知しております。そういった場合に、仮に人員削減などの構造改革を実施するに当たりましては、その企業におかれては、労働関連法令の遵守を大前提といたしまして、従業員、地元などの関係者にとりかかりと経営方針や構造改革の必要性などを説明し、地域経済への影響にも配慮するなど、丁寧な対応を行うことが重要と考えております。

○古賀之土君 やつぱり、公的な機関である産業革新機構ですとかINCCJが私たち従業員を守ってもらえるという部分というのはあったと思うんですよね。こういう厳しい現実をしっかりと改めて認識していただきたいと思っております。

この決算説明会の資料四でございますけれども、上の段に減損損失(特別損失)七百五十二億円、うち石川県の白山工場分で七百四十七億円となっておりまして。もちろん、この全てが公金というわけではないんですけれども、実はこの石川県の白山工場というのはできてまだ二年半なんです

よね。この二年半という期間の短さを考えると、これ、機構やINCCJからジャパンディスプレイを通じて、これ税金、公金ももうほとんどどんどん使われているという印象があります、そういう思いが出てきます。その一方で、下段に書いてありますように一千人規模の早期希望退職を募集という、この辺についてはどうお考えですか。

○政府参考人(成田達治君) このJDIにつきましては、設立されました二〇一二年当初、この時点におきましては、日本の高い技術力を結集して、当時、急成長が見込まれていたモバイル向けの液晶パネルを中心にグローバル市場で競争力を高めていくと、そういう戦略を持っていたわけ

でございます。

その後、二〇一四年以降、特に二つのこと、一つはモバイル市場におきまして量産可能な技術力を持つ有機ELがコストを下げて急速に参入して

きたこと、それからもう一つは、新興勢力が液晶の技術力を高めてモバイル市場に参入したことなどを背景に、ディスプレイ市場におきまして多額の投資競争が発生し、結果として非常に激しい価格競争など競争環境が激変したという状況に至っているというふうに考えております。その結果、JDIは売上高や営業利益が減少するとともに、株価も低迷することになったということであり

ます。

こうした中、JDIそれからINCCJにおきましては、二〇一六年十二月の中期経営計画におきまして、単独で事業展開を図るのではなく、グローバルパートナーを確保しながら必要な資金力を確保する必要があると、そういった戦略を明確にして、それ以来、グローバルパートナーの確保に向けた検討を続けてきたと承知しております。

現在、いわゆるSuwaコンソーシアムと言われるパートナーと協議を継続しておりますけれども、こういった形で経営を安定化させていくといったようなことに取り組んでいるという認識でございます。

○古賀之土君 確かに今お話があったように、現状はグローバルパートナーを見付けていくというところなんですけど、ただ、本来、事の発端は、これジャパンディスプレイという会社をそれぞれの日本の主たる産業が出資をして、そして日本の技術を守り、そしてそれを世界に広めたいという思いからや

はり発足したという大前提があるかと思うんですね。そのスタートが、いつの間にか変わってしまいか、確かにその厳しい経済環境や世界的な状況はあると思いますけれども、結果的に、グローバルパートナー、つまり、いわゆる今の現状は中国や台湾に、これもちょっと言葉は悪いかもしれませんが、売却してしまうというような形にならざるを得ないような状況になってきています。しかも、その売却あるいは条件がかなり厳しい、私どもにとっては厳しいような条件じゃないのかというのをちょっとこれから質問させていただきます。

Suwaコンソーシアムとの戦略的提携及び資本増強策の概要というのがあるんですけど、このINCJは、Suwaから資金が入るまでのブリッジローン、つまりつなぎ融資を行って、Suwaからの資金が入った後にコミットメントラインと言われていると、御覧ください。コミットメントラインの期限は、これ、この日経新聞の電子版の記事は去年の八月に書かれているもので、新たな期限も一年間とすると。アンダーラインを引いているところですよ。ということは、コミットメントラインの期限は今年八月の頭のようですが、台湾側のTPKは、意見の相違がある、年内に妥結したいと。つまり、こちでは、記事では今年八月が頭、しかし台湾側は年内と。

これ、時間軸の違い、捉え方がかなり時期的なずれがあるように思えるんですけども、どう考えていらっしゃるんですか。

○政府参考人(成田達治君) お答えいたします。

委員御指摘ございましたように、現在、Suwaコンソーシアムとの資本業務提携につきましては、JDIの方から、五月十八日に、Suwaとの間で、当社の事業、財務基盤の更なる強化、安定策を含めて協議を継続しているということ、それから、今後、各出資予定者側の内部の機密決定等、開示すべき事項が生じた場合には速やかに公表するということが協議が継続されているというふうにご認識しております。現在、その状況を見守っているということです。

○古賀之土君 あと、懸念することがちよつとあるんですけどね。ちよつとじゃない、相当あるんです。

台湾のこのTPKというのは、中国の企業とも御存じだと思いますが提携していると思います。この点、東芝メモリのように中国のこれ独禁法当局の審査が長引いたりするケースがあるわけですよ。こうするとどんどん時間的な問題が

出てくると、これ大丈夫なのか。それから、あとアメリカです。これ、対米の外国投資委員会のこれ対象になるんじゃないかというおそれもあると思うんですけども、これについてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(成田達治君) 今御指摘がございましたように、独禁法の審査であつたりとか他国の規制におきまして、十分に関係者の間で認識を共有しながら協議の継続が行われているというふうにご認識しております。

それから、後段で御質問のありました米国の規制でございますけれども、米国の対内直接投資審査手続など、他国の行政手続に関するところでございますので、これについてのコメントをすることは差し控えたいというふうにご認識しております。

○古賀之土君 時間がなくなつてまいりましたので、なかなかスチュワードシップ・コードまで行けないと思いますが、資料の六を御覧いただきたいと思ひます。概要ではこれハーベストテックとの業務提携というふうに大きく書いてあるんですけども、内容は事業の立ち上げに向けて協議開始を基本合意となつております。つまり、もう協議を始めればそれでよい結果に関しては関知しないというふうにも読めるんですけどね。

資料の七、次のページちよつと御覧いただきたいんですけども、こちらの真ん中のところの右側ですね、ハーベストとOLEDの業務提携というところがあるんですけども、この合意内容に、失礼しました、資料六の後の七ですね、資料の七ですね。失礼しました。別のページを見ていただきたいんですが、資料の七のこの一番下の欄のところですね。ここには、合意内容に法的拘束力はありませんとされているわけですよ。これ、結局は有機EL事業の提携が立ち上がらず、これに貧乏になつてしまふ、そういうおそれもあるわけですよ。その際にはどんどん公金、つまり税金が更に投入され続けていくという懸念も出てくるわけなんです。

これを最後の、済みません、質問にさせていた

だきます。どのように今お考えでしょうか。

○政府参考人(成田達治君) お答えいたします。御指摘ございましたOLEDの業務提携基本合意につきましては、JDIの方から四月十二日に適時開示ということ、その中で、当社すなわちJDIとハーベストテクノロジは蒸着方式OLEDディスプレイの量産計画に関する業務提携の実現に向けて引き続き協議を行う旨を合意したといった開示がなされていると承知しております。

あわせて、先生御指摘のとおり、OLED業務提携基本合意での規定事項には法的拘束はないという開示がなされておりますけれども、その同じ開示におきまして、その最終的な内容に関して現在協議中ということで、当該内容が決定次第、速やかに開示するといった開示がなされていると考えております。

いずれにしても、こういった協議、引き続き継続しているという認識でございますので、その状況を見守つてまいりたいというふうにご認識しております。

○古賀之土君 時間が来ましたのでまとめます。是非、厳しい状況の中でここまで公金というのは大変難しい、悩ましい問題だと思ひますけれども、それこそそういった面も含めると日本版のスチュワードシップ・コードのことも検討していただきたいと、ほかの事例も公的機関でもあるわけですので、考えていただければと思つております。

終わります。ありがとうございます。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。よろしくお願ひをいたします。

今月の十二日だったんですけども、ニュースがありまして、日本の研究力が、科学技術の研究力が低下しているということで、引用回数論文を分析すると、百五十一分野で八十でアメリカがトップ、七十一で中国ということで、この二か国で全て第一位を独占しております。日本は一位がなくて、第三位が二つの分野ということでございました。五位以内を調べましても、一九九七年

のときには八十三分野で日本が五位以内に入つていたんですが、二〇一七年では十八分野ということで、この研究力の低下ということが指摘をされております。

そういった中で、若手研究者を中心に研究開発予算というのを増額していただいていると承知しているんですが、そもそもこの研究開発予算について税金を投じている意義についてまず御説明いただけたらと思ひます。

○政府参考人(神田眞人君) お答え申し上げます。

まず、我が国は人口が激しく減少してまいりますので、経済社会を維持発展させるためには生産性向上が必要であり、そのためには技術力を高める必要があります。また、中国など新興国の台頭の中、国際競争が激化している、かつ経済発展の質が知識集約型にシフトしているところ、これにキャッチアップしなければならぬ。更に言えば、人口問題あるいは気候変動といったグローバルリスクが世界的な課題となる中、日本は課題先進国として世界に貢献できる役割が大きいとも考えております。

科学技術への投資は、こういった経済社会の激変がもたらす様々な課題を解決し得るイノベーションを生み出し、日本、ひいては世界の新たな未来を切り開いていく重要な未来への投資であり、そうした点に血税を使わせていただくことの意義があると考えておまして、実際、日本の政府研究開発投資の規模は、減税も加えて対GDP比で見ますと〇・八%でございます。アメリカ〇・七%、イギリス〇・六八%、ドイツの〇・九二%と比べても、決して遜色のない規模を確保しております。

他方、投資の質の向上、これにも取り組んでいく必要もございまして。例えば、高等教育部門における研究開発費百万ドルに対するトップテン論文数を見ると、日本は〇・一五、他方、ドイツは〇・二六、イギリスは〇・七一であり、日本は極めて低い。また、民間企業の研究開発費に占める

大学に投ずる割合、これは日本の〇・七％に對して、ドイツ三・五％、イギリス一・七％と低いなど、民間投資の活用もまだまだ不十分であります。

こうした研究生産性の低さ、民間企業等のオーブンイノベーションが進まない背景には、研究開発のフロンティアが、先生御案内のとおり、今、学際・分野融合的な領域、あるいは国際協力の中で形成されているにもかかわらず、依然として我が国は硬直的、閉鎖的、内向的であり、新陳代謝がないことにもあると考えられます。こうした構造を改革しない限り、投資に対する高い成果を得ることはできませんし、けだし、一般会計の三二％、三十二兆円を国債、つまり次世代への借金でファイナンスしている以上、より効果的なものに絞らねばなりません。

したがって、厳しい優先順位、めり張りを付けつつ、新しい分野への転換が促進され、質の低い研究開発が温存されないように資源配分を行っていくことなどを通じて、より意義のある投資にしていきたいと思います。

○熊野正士君 御丁寧ありがとうございます。

イノベーションというふうなお話もございました。いわゆる医学の分野でおきますと、基礎研究の部分、それからその出口に近い実用化に向けた研究というのがあつたわけですが、そういった中で、医工連携事業化推進事業というのがございます。この意義と、それから予算額についてお示しいただいてよろしいでしょうか。

○政府参考人(神田眞人君) お答え申し上げます。

先生御指摘の先端医療機器の開発、これは中小企業、物づくり技術が生かせる領域であります。その事業化に当たっては、医療現場のニーズ等を踏まえた医学分野と工学分野の連携を促進していくことが重要でございます。そのため、技術を有する中小企業と大学や医療機関などのコンソーシアムによる現場ニーズに応える医療機器の

開発、事業化の取組に対して開発資金の補助等を行い、物づくり企業と大学、医療機関等による医工連携の取組を国として支援しているものであります。

お尋ねの事業費につきましては、令和二年度までに本事業実施により開発した医療機器等の実用件数百件とすることを目標とする中、今年度予算においては約二十七億円を計上してございます。

これは言わばシードマネーでございまして、収益性、事業拡大が見込まれる分野である以上、将来的には民間の自律的な取組によってイノベーションが生まれ、市場の拡大、獲得につながっていくことを期待しておりますが、いざいいたしましても、本事業を含め、これらに係る予算については、その事業の効果、効率性等を十分に踏まえて、毎年度の予算編成において適切に対応してまいりたいと思っております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

これは経産省主導でやっている事業というふうな承知をしておりますが、これ、平成二十六年から始まっているというふうな聞いております。いろいろと成果も上がっていると思っております。その辺のことについて、経産省の、どう評価しているかということについて御答弁をお願いします。

○政府参考人(江崎慎英君) ありがとうございます。

医療機器市場でございますけれども、全世界的に現在拡大傾向にありますが、残念ながら日本の医療機器産業は、欧米企業の後塵を拝しているのが実情でございます。しかしながら、高齢化に伴います疾患や、例えば千グラム以下の超低体重児の乳児に対する人工呼吸器のように、これまで見過ごされてきた医療ニーズへの対応など、日本の中小企業が有するきめ細かく優れた技術を活用する機会が拡大するものと期待されております。このため、経済産業省におきましては、医工連携事業化推進事業におきまして、物づくり技術を活用する中小企業と医療機関などの連携による医療現場のニーズ、これに応える医療機器の開発、実用

化を実施しているところでございます。

具体的には、研究開発費助成に加えまして、事業化に向けた専門家からの助言、さらには情報提供などを実施しております。これまで、平成三十年三月まででございますが、百七十六件の医療機器開発を支援し、これまでに七十一の医療機器が上市、すなわち製品化に至ったものでございます。

こうした取組によりまして、自動車産業や産業機械分野など異業種からの参入、さらにはベンチャー企業等の参入を実現するとともに、専門家の助言によって出口を見据えた開発に着手できたといった声もいただいているところであります。引き続き中小企業の医療機器分野への参入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

どうしても研究者は自分の興味のあることしか研究しないので、それが本当に実用化につながるかどうかというのは別の部分、まあそれはそれで大事な研究だと思っておりますけれども、医療ということに關して言えば、ニーズがあつて、いわゆる医療者側とか患者さんを含めた医療としてのニーズがあつて、そのニーズにどう例えば日本の物づくりの技術を生かしていくかと、中小企業中心にその物づくりと融合させていくというふうなことだと思っております。

それが一定の成果を上げていらつしやるというところで、事例集なども私拝見をさせていただきます。その中で、軟骨伝導補聴器というものが取り上げられておりまして、中小企業のそういう技術を生かして、いわゆる難聴の方に対する補聴器の開発ということだと思っておりますけれども、この軟骨伝導補聴器開発の経緯というものでございまして、お話ししていただいてよろしいでしょうか。

○政府参考人(江崎慎英君) ありがとうございます。

お答えを申し上げます。まず、軟骨伝導補聴器といふのは、耳の軟骨部分、これに振動子を接触させることで内耳

へ直接音を伝達する軟骨伝導の原理、これを活用した世界初の補聴器であり、外耳道閉鎖症、耳の穴が塞がっている方ですね、そして耳垂れ、こうした症状によって通常の補聴器を使うことができない難聴者の方に適した医療機器でございます。

この補聴器の特徴でございますけれども、耳の穴を塞がないため、圧迫感ございません。さらには、装用のための手術も不要であるため身体への負担が少ないことに加えまして、スピーカー型のイヤホンを使わないため、小型化、低消費電力化を実現しております。さらに、この技術でございますけれども、耳の穴を塞がないために、外部の音を遮断することなく耳軟骨を通じた質の良い音、これが届くとともに、外部への音漏れが一切発生しません。このため、実は、補聴器から更に発展して、健常者の日常生活を豊かにする新たなオーディオ機器への応用も期待されているところでございます。

この補聴器の開発経緯でございますけれども、奈良県立医科大学、ここで発見されました軟骨伝導の原理を基に、物づくり中小企業の金型技術、これを活用しまして、国内補聴器メーカーとコンソーシアムを組むことによって現場のニーズに応える医療機器の開発が実現したものでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

今御説明していただいたんですけれども、お手元の資料を見ていただけたらと思います。

一枚目の上の方に外耳道閉鎖症という写真をつけさせていただいておりますが、もう耳が塞がった、外耳道が塞がった状態で、なおかついわゆる耳介というものが無い、いわゆる小耳症といいますが、そういうのが合併していることが非常に多い病気でございます。したがって、こういう方は、いわゆる耳の穴の中に入れる通常の補聴器が使えないということです。こういった患者さんは今までどうしていたかという、下にあるこの骨導補聴器ということで、もうカチューシャ型でやるわけです。

次のページめくっていただくと、これはこれでいい補聴器であると思うんですけども、課題としては、問題点としては、締め付けますので、そのところから発赤が起ったりびらんが起ったりという、そういったいわゆる弊害があるということ、この新しい軟骨伝導の補聴器というものが非常にこういった患者さんにとって有効じゃないかなど、画期的なイノベーションではないかなというふうにも思うところですけども。

厚生労働省の方に伺いたいんですけども、この外耳道閉鎖症という難病ですけども、非常に画期的であると思いますけれども、厚生労働省の見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(吉永和生君) お答え申し上げます。

軟骨伝導補聴器につきましては、軟骨伝導という従来の補聴器とは異なった音の伝導経路を用いておりまして、従来の補聴器に比べ、装着のための手術を受ける必要がない、装着による圧迫感が少ないなど、使用する方に負担が少ないものと聞いてございます。

厚生労働省といたしましては、現在、疾病の専門家によりまず診療ガイドラインの作成等を行う研究を進めるなど、外耳道閉鎖症を含む難治性聴覚障害に対する良質かつ適切な医療の確保に向けた取組を行っているところでございますけれども、今般の経済産業省の医工連携事業化推進事業において、民間企業の方々と連携によりまして軟骨伝導補聴器が開発されたことにつきまして、治療方法等に関する患者の選択肢を増やす可能性のある画期的な成果であると認識しているところでございます。

こうした取組は、患者数が少なく、治療方法の開発が進みにくい難治性聴覚障害を持つている方にとって非常に有り難いものではないかと。このような取組と併せまして、厚生労働省としても、良質かつ適切な医療の確保に向けて研究を更に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○熊野正士君 ありがとうございます。

実はこれ、耳の穴が塞がっているので、手術をしていわれる耳道形成すればいいじゃないかというのもあるんですけど、なかなかやはり難しい。技術的にも難しく、またすぐに再閉塞というふうなこともあるようです。もう是非これを、こういった病気で苦しんでいる、もう子供の病気で苦しんでいる方が、この新しい軟骨伝導の補聴器で救っていただきたいなというふうに思います。

お付けした資料の三ページ目に、実は、先ほど御紹介していただきましたけれども、県立奈良医大の方で臨床試験が実は行われておりまして、耳鼻科の学長の細井先生とかあるいは西村先生が中心にやられているんですけども、三ページ目の下のところに、感想ということ、この補聴器は小耳症、下のところですけども、などの方にとって画期的なものだと思います。手術による侵襲がなく、感染のリスクが低く、調整がうまくいけば簡便。上記にも書きましたが、人と話したいという気持ちが高まり、積極性も生まれると思います。数々の感動を与えてくださったと思います。といった声とか、次のページですけども、これは小学校の男の子ですけど、下のところですが、見た目は気導式補聴器と変わりませんが、聞こえは良くなりました。本人も手術をしなくてよく聞こえるようになり、とても喜んでいました。ふだん補聴器を装着していると困ることはほとんどなく、普通に生活しています。使い勝手も簡単です。ちょっと飛ばして、本当に軟骨伝導補聴器と出会えて良かったです、感謝しております。こういった声が寄せられております。

一番最後のところには、この論文も英語論文として発表されております。こういった形で、このイノベーションを何とか、こういった軟骨伝導補聴器を先ほど言いました外耳道閉鎖症の人に使ってもらいたいんですけども、ただ、現在のところ、この軟骨伝導補聴器を福祉用具として補助を受けるには特例補装具

として申請するしかないというふうに厚生労働省に聞きました。でも、この特例申請である、ちょっと自治体によってばらつきがあるそうです。そういう声もお聞きをしました。やっぱり、同じ病気で苦しむ子供さんにとって、差別があつてはいけません。厚生労働省の見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(橋本泰宏君) 補聴器等の補装具でございますが、JIS等の定められた規格を踏まえまして、その性能等を補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準という厚生労働省の告示の方に定めてございます。しかしながら、現在、軟骨伝導補聴器はこのJIS等の規格が定められておりませんので、この告示には位置付けられておりません。ただ、今先生御指摘いただきましたように、軟骨伝導補聴器が有効であるというふうに医学的に判断された方に対しては、市町村の方で、身体障害者更生相談所の判定に基づいて特例補装具という形で支給決定することが可能でございます。

この補装具費の支給決定に当たりましては、障害の状況ですとか生活環境等を総合的に検討して、必要性を個別に判断して支給決定をするということになるわけでございますが、今御指摘いただきましたように、自治体間で取扱いに大きな違いが生じないようにしていく必要があるものと考えてございます。このため、補装具費として軟骨伝導補聴器を支給した自治体に対して支給決定の詳細に関する調査を行っていく、そしてまた、支給の判定を行って身体障害者更生相談所の研修会等において軟骨伝導補聴器に関する対応事例を共有していく、それから、市町村に対して、軟骨伝導補聴器を特例補装具として支給することができるということを明確に示すQ&Aを発売して周知を図る、こういった対応を行うことによりまして適切な支給決定が行われるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○熊野正士君 是非よろしくお願いしたいと思っております。

この医工連携事業で製品開発されるわけですけども、この事業の中では、製品開発のみならず、事業化された製品を販売していくところまでしっかりと応援しているというふうに聞いております。専門家の助言等も行っていたというふうな聞いておりますけれども、その辺りを詳細をお聞かせ願えますでしょうか。

○政府参考人(江崎慎英君) ありがとうございます。

お尋ねありました医工連携事業化推進事業でございますけれども、これは開発を促進するための資金的支援だけでなく、専門家による、伴走コンサルと呼んでおりますけれども、着実な事業化に向けた支援を行っているものでございます。具体的には、事業戦略、事業コンセプトの設計から薬事、知財、販売戦略まで、医療機器の事業化プロセス全般について専門家による助言を実施するものでございます。

実際の支援を受けた企業からは、専門家のアドバイスによって法規制、これへの対応方法がよく理解できたと、そして事業戦略を再構築することで上市、市場化の時期を早めることができたなどの評価をいただいております、事業化の加速に有効に機能していると認識しております。

ちなみに、先ほどお尋ねいただきました軟骨伝導補聴器の開発事業におきましては、法律の専門家のサポートの下に行いました、PMDA、この薬事戦略相談の結果、世界初の技術であるにもかかわらず臨床試験なしで薬事認証を取得することが可能となりました、早期に事業化を実現したものでございます。

経済産業省としましては、引き続き、製品開発の支援を行うとともに、伴走コンサルの活用などを通じて画期的な製品開発に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

○熊野正士君 ありがとうございます。

これ聞きますと、世界初の日本の技術なんです

けれども、この病気で苦しんでいらつしやるのは、アメリカにもいらつしやるし、インドネシア等でも何か先生がアピールをしていらつしやるそうです。是非、そういった海外に向けてもよろしくお願いしたいと思います。

最後に質問ですけれども、こうした画期的なイノベーションをもたらす研究開発事業ということで、財務省の方としても、先ほど答弁していただきましたけれども、更にこの研究開発が進むように予算をしっかりと付けていただきたいというふうに思いますけれども、御答弁よろしくお願いいたします。

○副大臣(鈴木馨祐君) 科学技術全体ということで申し上げれば、今非常に厳しい財政局面ですけれども、かなり重点的に確保をしているところでありまして、例えば科学技術関係予算全体ということでいえば、前年比一〇・四％増の今四兆二千三百七十七億円という状況になっております。その一方で、先ほど財務省からも答弁いたしましたように、例えば引用の論文数であったりとか、あるいは様々な企業からの大学への資金がなかなか行っていないとか、そういった問題もある中であります。

そうした中で、やはり、例えば学際的な、あるいは分野横断的なそういったことということでいえば医工連携であったりとか、あるいはニーズに基づいたそうした産学連携ということであれば、先ほどおっしゃった軟骨伝導型の補聴器ということもあろうかと思えます。そういった意味で、いろんな形で日本発のイノベーションに向けてしっかりと予算が効果的に、意味がある使い方をされるようにしっかりとこれからも努めていきたいと思えます。

○熊野正士君 ありがとうございます。終わります。

○藤巻健史君 日本維新の会の藤巻です。よろしくお願いたします。日本維新の会・希望の党を、会派を代表して御質問させていただきます。今日は日銀の財務の健全性についてお聞きした

いんですが、若田部副総裁、前回、私がFRB、アメリカの中央銀行であるFRBの純利益が利上げを始めてからぐっと減ってきていると、二〇一六年には十兆円の純利益があったものが、二〇一八年は七兆円に下がってきて、三兆円も減ってきたと、この理由は何かというふうにお尋ねしましたら、当然のことながら、FRB当座預金、これ日銀当座預金に相当する部分ですね、JPモルガン・チェースとかシティバンクがFRBに預金しているその預金金利を引き上げてきたから。要するに、これは金利引上げの唯一の手段、異次元の量的緩和をやった以上、ここに金利を、付利金利を上げていくのが唯一の手段ということで、FRBもそれを採用しているわけですね。それがゆえに純利益が減ってきたというふうに御回答なさいました。もちろんそうだと思います。

じゃ、日本は大丈夫か。アメリカのFRBの純利益は現在十兆円ある。日銀の純利益は一・三兆円、十分の一しかない。これで本当に日銀当座預金の金利を上げて、日銀は財政はもつのかという質問をさせていただいたときに若田部副総裁は、これは支払金利は上がるかもしれないけれども、保有国債、これは長期金利ですけれども、上がっていく、だから受取利息も増えていく、だから大丈夫ですよという御回答をされました。じゃ、そこでお聞きいたします。FRBはどうなんですか。FRBの受取利息というのは、二〇一六年、千百一十億ドル、約十三兆円ぐらいですね。そして、二〇一八年、千二百一十三億ドル、十二億ドル、約千四百億ドルぐらいいか増えないわけですよ。支出の方、支払利息の方は三兆三千億ドル増えています、二〇一六年から一八年まで。当然支払金利増えますから、当然三兆三千億円の支払金利増える。しかし、それを相殺する受取利息の方はたった千四百億ドルしか増えていないわけですよ、日本円に換算して。これは当たり前のご話でね、アメリカだって日本だって、FRBであらうと日銀であらうと、保有国債はほとんどが長期国債なんです。長期国債であれば、そ

れは長期金利が上がったからっていったって受取利息増えるわけじゃないんですよ。それでも、この前の御回答、確かに金利引上げのときには支払金利、日銀当座預金の付利金利を上げていく、損は大きくなるかもしれないけれども、受取利息が増えるから大丈夫だ。まだ同じような回答されるんでしょうか。お聞かせください。

○参考人(若田部昌澄君) まず、FRBの利息収入につきましては、委員御指摘のとおり、二〇一五年以降千億ドル程度で安定的に推移してきているということとは、これは事実でございます。その背景につきましては、FRBの保有債券残高が再投資によっておおむね維持されてきた、つまり、額の部分がまず一定であったということに加えて、日本とは異なりまして、FRBの場合は利上げを開始した時点では長短金利差が相応にございました。その後、米国の長めの長期金利が総じて安定的に推移したこと、保有債券の利回りが安定していたためと理解しております。つまり、残高が大体一定であって、そしてそれに掛かる長期金利というのも大体安定的であるので、利息収入も安定的に推移してきたということです。

ここで、FRBが利上げをしたときには、アメリカにおいて長短の金利差が相応にありましたので、その長短金利差が縮小するような形で行われたと。日本の場合はその長短金利差というのはもうほとんどございませぬので、これから先上がる場合には長期金利が上がる、つまり短期金利が上がるのと同時に長期金利も上がるというような場合を想定しておりますので、そのような形で先日はお答えさせていただいたと。つまり、その出口、いわゆる出口においては、長期金利が上がるということによってその再投資をする部分の利息収入というのは増えるではないかということを考えていると、そういうふうに申し上げた次第でございます。

○藤巻健史君 今、副総裁は、長期金利が安定していたから収入が増えなかったとおっしゃいますけれども、長期金利、二〇一六年の平均長期金利一・八四%ですよ。二〇一八年の長期金利の平均二・九一%ですよ。一%上がっていますからね。それでも安定的だったとおっしゃるんですか。一%金利が上がっても全然収入増えていない。平残は同じだったとおっしゃいましたよね。金利は上がっているんですよ、一%も。でも、収入増えていない。当たり前ですよ。だって、長期国債というのは満期が来るまでそのレート、昔のままのレートなんです。それが長期国債なんです。から、ほとんどが長期国債だったから、満期が来っていないから収入が上がっていない、それは当たり前のご話でしょう。今、長短金利差を広げた、それ、長短金利差が開いたところで、満期が来なかったらそんな関係ないじゃないですか、古いレートなんだから。

要は、若田部副総裁が、前回と同じですよ、日銀も同じ、この前お聞きしました、五十四兆円しか来年末満期来ないんですよ、一年間、四月一日からね。五十四兆円分しか、五百兆円ぐらいいしたつね、国債の、四百九十から五百兆ぐらいい持っている国債のうち、五十四兆円分しか新しい利回りに変えないわけですよ。長短金利差、上げようが下げようが関係ないじゃないですか。だって、もう持っているものは満期が来るまで変わらないうから。受取利息が増えるなんて聞いたことない。変動金利なら、変動金利資産なられば変わらないうです。五十四兆円分しか上がらない。だから、収入増えないんじゃないんですよ。それを、支払金利は増えるけれども、受取金利が上がるから日銀の財務大丈夫なんて、これ詭弁じゃないですか。どうしてそういう結論が出るか、私は非常に疑問なんですけど、どうでしょう。

○参考人(若田部昌澄君) 今御質問になったのは、出口の際において、付利金利を引き上げれば、日銀当座預金に関わる支払利息が増加して収益を下押しすることになるということでございます。これは委員御指摘のとおりです。ただ、その

下押しのタイプというのは、まさに付利金利の引上げのペースやあるいはバランスシートの規模などによってこれまた大きく変わってくるものではないかと。

もちろん、他方、経済・物価情勢が好転し付利金利を引き上げるとい場合には、ちょっと先ほど申し上げましたように、長期金利も相応に上昇すると考えられますので、先ほど申しましたように、日本銀行の保有国債についてはより高い利回りの国債に順次入れ替わっていくため、受取利息は増加いたします。その際、再投資による受取利息の改善の効果というのは、これまた償還を迎える国債及び新たに買入れる国債の年限構成や金利水準、再投資の規模などに依存するというところでございます。

その場合にどのような、実際にいわゆる出口を行ったときに付利金利の引上げで実際の収益がどうなるかというのは、これまたその際の経済・物価情勢や金利環境に加えて、日本銀行がどのような手段でどのような順序で用いるのかということにも大きく変わるものであります。また、バランスシート全体についてもこれは考える必要があるということでございます。

ですので、その意味の形で、金利がこのようなことになったからといってこうであるというようにすることについてお答えするというのは余り適切でないというふうに考えております。

○藤巻健史君 よつぽど私の説明が悪いんでしょうか。

長期国債しか持っていないんだから、長期金利はそんなに、長期国債は保有しているんだから収入はそんなに増えるわけないって何度も申し上げているのに、上がりますと上がりますと言われたら、こつちも、こんなの単なる、数字をベースにできない単なる議論になっちゃっているわけですよ。

それならば、是非、シミュレーション結果を出していただきたいと思うんですね。FRBは、これ、スタッフペーパー出しています、公開して

います。要は、金利が上がったときに、FRBの人は、収入がどう変わるか、そういうのをちゃんと出しているわけですよ。日銀はそういうシミュレーションをやっていないんですか。FRBはやっているけれども、日銀はやっていないんだつたら、それは非常に怠慢なんですけど、やっているならば、そこまでそんな数字的にどうしたって納得ができない説明をされるんだつたら、大丈夫だというシミュレーションを出してくださいよ。どうですか。

○参考人(若田部昌澄君) 様々な市場の動きなどが日本銀行の収益に与える影響については、これは既にほかの委員にもお答えしていることでございますが、内部的に確認を行っているということでは事実でございます。

その上で、いわゆる出口に向かうというときに日本銀行の収益がどうなるかにつきましては、先ほど申し上げたように、将来における経済・物価情勢や金利環境に加え、その下で日本銀行がどのような手段をどのような順序で用いるかなんによって大きく変わります。ですので、非常に多様なシミュレーションがあるということでございます。

ただし、FRBがその収益のシミュレーションを出したというのは、まさにFRBが出口戦略を取るということ公表し、それと併せて、市場参加者の金利見通しなどを使ってそのスタッフペーパーを書いたということでございます。日本銀行の場合はまだそのいわゆる出口ということを議論する段階にはないということが一番大きな理由です。

物価安定の目標の実現にこれはまだ時間が掛かりますので、そのことを考えた上で、現時点で収益に関する具体的なシミュレーションの数字を出すということとは、まさにアメリカのFRBの例にも鑑みて、市場との対話という観点からかえって混乱を招くおそれがあるというふうに考えています。

もつとも、日本銀行としましては、金融政策運

営の考え方について人々の幅広い理解を得ていくことは重要であると考えておりますので、今後ともその時々状況に応じてしっかりと説明していきたいと思っております。

○藤巻健史君 しっかりと説明してくれないからそういう危惧しているんですよ。さっきのは何ですか、長期国債の方から受取利息がある。全然、それは小学生でも分かるじゃないですか、そんなこと。私の説明、よつぽど悪いんですか、本当に。これ、シミュレーションを出せと言っているのは別に私だけじゃなくて、二年前、平成二十七年二月二十五日、私も所属していたんですけれども、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会で、菅野さん、当時はJPMオルガン・チェイスのチーフエコノミストでしたけれども、日銀出身ですよ、為替課長とか調査統計局の審議役とかをやっていたらいいじゃないですか、彼がこの調査会、参議院の調査会に来て、したがって、日銀はこのストレステストの結果を国民に公表すべきだ、どういうリスクがあるのかを国民に知らしめた上で、追加緩和をするのかしないのか、そしてどの時期に量的緩和の縮小に向かうのかを説明すべきだというふうに思っておりますと明言されているわけですよ。エコノミスト、私、彼だけじゃないですよ、何人も聞いていますよ。

ここまで来たのならば、これは最後の最後までボクシングやらも打ち合って、ノックダウンされてもう再起不能になるのか、それとも将来のことを思っただけでタールを投げ入れる、ここでストップさせる。もうその選択、まあそうしたところで大変な私は日本経済に対してダメージが起ころうと思いませんけど、その選択の時期に来ているんじゃないですか。それを、シミュレーション結果を見せていただければそれ判断できますけれども、大丈夫だ大丈夫だと言って、何か全然理屈になっていない理屈を言っ、精神論を言われても困るんですよ。

これ、委員長にお願いしたいんですが、シミュレーション結果を出すように請求していただきたいと思っております。

○委員長(中西健治君) 後刻理事会で協議いたします。

○藤巻健史君 じゃ、次の問題に行きますけれども、日銀は邦銀に保有債券の時価会計を一生懸命推薦していますけれども、依頼というか指導しておりますけれども、日銀自身はなぜ時価会計をやらないうで原価償却法、簿価会計なんですか、お教えください。

○参考人(若田部昌澄君) まず、先生も御案内のとおり、会計基準を整備する役割を担っておりますのは、これは財務会計基準機構の中に設置されております企業会計基準委員会でございます。日本銀行は銀行が用いる会計手法について指示しているわけではございません。

そう申し上げた上で、日本銀行では有価証券の評価方法については中央銀行としての財務の特性や保有の実態等を踏まえた方法を採用しています。この中央銀行というのは、アメリカの連邦準備制度理事会も欧州中央銀行、ECBも同様に行っている手法でもって行っているということですよ。

具体的には、国債については、一部の例外を除くと、昭和四十八年以来売却を行っていないことなどを踏まえて償却原価法を採用しております。

○藤巻健史君 要するに、それ昔の話であって、確かに民間金融機関も満期まで持つものは簿価会計でいいことになっていきますよ。ということは、逆に言うと、日銀は今買っている大量の国債を、インフレになろうと金融引締めがなろうと、ずっと保有しているということですか。売らんじゃありませんか。もし満期まで全部持つつもりであるならば、それ、お金じゃぶじゃぶのままですよ。今と反対のことをできないということですよ。

それ、やる気ないんですね。要するに、幾らインフレ率が上がっていても、お金回収する気はない、世の中にお金じゃぶじゃぶのまま、こういう考え方でよろしいんでしょうか。

○参考人(若田部昌澄君) 金融政策にとって何が望ましいかというのは、日本銀行が独自にこれは判断するものでございますが、今の御質問は、あくまでその有価証券の評価方法について中央銀行がどのように行っているかということについての御質問だと思えます。

その意味におきましては、先ほども申し上げましたように、米国の連邦準備制度理事会も欧州の中央銀行であるECBも同様に、日銀同様、その有価証券の評価方法については償却原価法を採用しているということでございます。

○藤巻健史君 それは思うに、例えば株、株は、この前も申し上げましたけれども、日本銀行だけです、金融政策で株持って、それも日本最大の株主になるというね。そんな、ほかの、FRBも持っていないでしょう。それから国債、国債も、例えば私が金融マンだったときは三か月国債まで、ほとんど長期国債なんていうのは成長通貨を供給する以外買わなかったですよ。だから、持っているのはほとんど短期国債だったから、時価会計する必要があったんですよ、満期まで。事態が変わっちゃっているんですよ。だから、当然のことながら時価会計しないといけないと思えます。

日銀が簿価会計だからといっても、もし実質的に債務超過になったら、市場は当然のことながら時価会計やりますよ。これは当たり前前の話です。簿価会計で大丈夫だということなら、山一証券だってリーマンだって潰れていないんですから。みんなの時価会計をして、日銀といえども、中央銀行といえども、財務内容がおかしくなったといえばお金はすつと逃げていくわけです。要するに、円が暴落していつちやうということなんです。ですから、簿価会計、ここでこの会計については終わりますけれども、こんな簿価会計やっているから日銀の債務状況は大丈夫だという話にはならないと思えます。

で、お聞きしますけれども、今莫大なる国債を日銀は持っていますけれども、長期金利が幾らま

で上がると評価損が生じるんでしょうか。

○参考人(若田部昌澄君) 日本銀行では、保有国債の評価方法について償却原価法を採用しているというのは先ほど述べたとおりでございます。そのため、長期金利が上昇し、国債の市場価格が下落したとしても、決算上の期間損益において評価損失が計上されることはございません。

その上で申し上げますと、平成三十年九月末において日本銀行が保有する国債には七・二兆円の含み益がございました。また、同時点の長期国債の保有状況を前提として、国債の金利がイールドカーブ全般にわたって一%上昇するという場合の影響を試算すると、長期国債の時価総額は二十九兆三千億程度減少するということとなります。こうした下で、平成三十年九月末時点での国債保有状況を前提として、あくまで機械的に計算しますと、国債金利が〇・二%強上昇すると、保有長期国債の時価が簿価を下回る計算になります。

ただ、繰り返しになりますが、日本銀行においては国債保有の評価方法について償却原価法を採用しておりますので、決算上の期間損益において評価損失が計上されることはございません。

○藤巻健史君 時価会計、何度も申し上げますけれども、時価会計だから大丈夫だって、もう自己満足でしかありませんよ、そんなもの。一発で市場は、簿価会計で大丈夫なんているのは自己満足でしかなくて、やっぱり全て危ないと思えば時価会計で市場ですからね。

それと、申し上げますけれども、今一%上がるのと二十九兆円とか評価損が出ると言いましたけど、今、内部留保とか、資本金一億円と内部留保は八・四兆円しかないんですよ、これ。一%上がったならば、たった一%に上がったならば物すごい評価損が出るんですけど、それを見て、日銀の信用とか日銀券の信用というのは失墜しないと思っていますか。やっぱり、中央銀行が債務超過になったり、たとえ時価評価であってもですよ、簿価会計になれば、簿価会計で債務超過になったり、そんな話で、さっきみたいに、短期金利

が上がつていけば簿価会計上でも債務超過になる可能性は十分あると思うんですけどね。でも、時価会計であっても、これだけの債務を持っていて長期金利が上がってきたら、評価損がめちゃくちゃだということになって、世界の人間は、投資家はパニックですよ。大丈夫ですか。

○参考人(若田部昌澄君) これはそもそも論になりますけれども、委員御指摘のように、中央銀行の財務が悪化することによって、それが通貨の信認あるいは中央銀行の政策遂行能力を毀損することを懸念する見方があるということについては私も認識しております。ただ、これは中央銀行、特に管理通貨制度で不換紙幣を発行している中央銀行においては、そもそも継続的に通貨発行益が発生してまいりますので、やや長い目で見ると必ず収益が確保できる仕組みになっております。ですから、民間の企業体と、それと中央銀行の違いというのはそこにあるということです。

また、中央銀行は、自身で支払決済手段を提供できます。国債を購入するためには、日銀当座預金にあるその銀行の口座に振り込む。日銀が人件費やその他の経費を払うときにも同じように日銀が支払うことができるということになっていきますので、収益が振れても債務不履行に陥るということはなく、金融政策や金融システム安定のための政策遂行力には影響がないというのが、これが中央銀行の中央銀行たるゆえんだと考えます。

いづれにせよ、管理通貨制度の下では、通貨の信認を担保するものは適切な金融政策運営によって物価の安定を図ることございまして、これはまさに日銀法に書かれておりでございまして、日本銀行としては、ただ、財務の健全性についても留意しつつ、適切な経済政策運営を努めていく方針でございます。

○藤巻健史君 今、副総裁は、通貨発行益が長い間には必ず確保できるから日銀の信認は保たれるとおっしゃいましたけど、今問題になるのは、先ほど来問題にしているのは、通貨発行益が出てくる、巨大な通貨発行損がしばらくの間ずっと続く

ということ、それでも信認が確保できるのかという話ですよ。

いいですか、通貨発行益、当然のことながら受取利息と支払利息の差ですからね。昔みたいに発行銀行券だけだったなら、負債がね、日銀当座預金、私の頃でも四兆円から六兆円ありましたよ、ほぼゼロ。発行銀行券であれば通貨発行益ありますよ。国債から受取収入があつて、発行銀行、金利ゼロなんですから。

今問題なのは、三百九十兆もある日銀当座預金に金利を払う。さっき言いましたように、三百九十兆あれば一%ならば三・九兆円、受取利息は一・二兆円、物すごい通貨発行損が巨大に発生するわけですよ。それがプラスの通貨発行益になるまで日銀保っていないと思うんです。時間軸の問題ですよ。

そんな損を垂れ流している、債務超過になったところが、いざ十年後に通貨発行益が出るから日銀大丈夫なんて、誰が思います。そんな長くないと言ったたら、さっき申し上げたようにシミュレーション出してくださいます。シミュレーション出していただいて、通貨発行益がすぐ出てくるんなら、私だって納得しますよ。どう考えて、通常、私の悪い頭だったら、通貨発行益というのは相当先ですよ。それまで日銀保っていないんですか。

○参考人(若田部昌澄君) これはまたそもそも論になりますけれども、中央銀行において債務超過というのをそれほど心配する必要がないというのが元々の話でございますので、管理通貨制度の下でまさに不換紙幣を発行しているところで、やはり長い目で見れば通貨発行益が発生すると。このことが私は国民にも理解されているというふうに考えますので、そのことについて我々が懸念しているということはないと思えます。

○藤巻健史君 国民は理解できていないと思うから、だからこそシミュレーション結果を出していただきたい。そうすれば納得しますよ、そういう結果を見れば。出さないということは、出すと大

変なことになっちゃう、もうどうしようもないから出さないんじゃないんですか。

○参考人(若田部昌澄君) シミュレーションそのものにつきましては、先ほど申し上げましたように、出口がまだ、そこに近づいていないという段階においてそのことを発表するというものについては、市場に混乱をもたらすおそれがあるということ、これまでもシミュレーションの発表というものは控えさせていただいております。

しかし、それも踏まえた上で申し上げたいのは、中央銀行において債務超過であるとか、あるいはそれによる破綻みたいなことを心配するということは、懸念は当たらないのではないかと、そういうふうにご考えております。

○藤巻健史君 過去、債務超過になった中央銀行はありますか。

○参考人(若田部昌澄君) 海外において中央銀行が債務超過になった事例は存在します。

例えば先進国の例と、比較可能な先進国という例でございましたらば、一九七〇年代に旧西ドイツのブンドスバンクにおいて、マルク高が生じたために保有外貨資産に多額の評価損が発生したことから債務超過となった事例がございます。その後は当期利益を処理に充当して債務超過を解消しました。この間も、旧西ドイツにおけるインフレ率というのは第二次オイルショックの影響で多少、五%程度にも上がったことがございますが、七八年二・七%、七九年四%、一九八〇年五・四%と、それから後はインフレ率も非常に低位で安定したということでございますので、この間も中央銀行に対する信頼は維持されており、物価や金融システムの安定の面で大きな問題は生じていないというふうに考えます。

つまり、歴史的な事例を見ても、中央銀行が債務超過になったという点において、日本が比較可能な先進国においてそれが大変大きなインフレになったという点とは異なるということでございます。

○藤巻健史君 私、ブンドスの例はちょっと存じ

上げなかったんですけれども、マルク高でそういうことになったという事は、スイス・ナショナル・バンクなどと同じだと思ふんです。つい最近になっていきますよ。同じようにスイス・フラン高になって、どんどんスイス・フラン高が進行していくから介入をやったわけですよ、スイス・フラン売りのユーロ買い。ユーロをたくさん持ち

ちゃった。でも、介入が止まらなくてどんどんどんどんスイス・フランが強くなって、ユーロが安くなつていった。でも、そういうようなのはきつと、ブンドスも同じだと思ふんですけど、そういう場合には、逆に通貨が、ドイツ・マルクにしろスイス・フランにしろ安くなればユーロが、例えばスイス・フランでいえば保有のスイス・フランが値段が上がる、債務超過がすぐ解消されるわけです。それはマーケット分かっているからですよ。

一時的に通貨が高くなつて債務超過になるんだつたら、逆転すればすぐ戻ると。そういうことによつて通貨がクラッシュすることはない。通貨がクラッシュすれば、すぐ債務超過が改善、純資産になるわけですから。そういうことがマーケットは分かっているから、中央銀行は大したことないわけですよ。

今の日銀の状態はそれとは全く違いますからね。しかも、財務が、財政赤字が極めてでかいわけですよ。要は、財務、どうなっちゃうの。要するに、債務超過になったときどうなるのか、誰がお金を入れてくるのか。国が入れる、国は赤字ですから。これが黒字だったら大したことないんですよ、政府がお金を入れることによつて純債務になるんですから。でも、国は大赤字なんですよ。

○委員長(中西健治君) 時間が参りましたので、おまとめください。

○藤巻健史君 はい。じゃ、終わります。

大赤字なんですから、それどうやっちゃう。まさにネズミ講、ポンジゲームじゃないかという話になるわけで、これはもう大変なことになると私は思います。これは後、続けてやりたいと思

います。

○委員長(中西健治君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開会

○委員長(中西健治君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、松川君が委員を辞任され、その補欠として徳茂雅之君が選任されました。

○委員長(中西健治君) 休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大門実紀史君 大門です。

今日は日本銀行、日銀中心に質問したいと思ふますけれど、本題に入る前に一つだけ。財務省の関係で、十七、十八の各新聞に一斉に報道された問題でありますけれど、一点だけ財務大臣に伺いたいと思ふます。

小規模校の統廃合問題ということでございまして、資料をお配りいたしておりますけれど、財務省は十六日に、全国の小規模校について統廃合による解消を進めるといふ提言を財政制度審議会に提出をいたしました。普通は、財政審で審議されて、建議になつて、予算案とか法改正になつたところで国会で質疑、議論がされることなんですけれど、これについてはちよつとおかしいと思ふことがありますので、財務省の提案の仕方、中身がですね、ちよつと取り上げておきたいと思ふますか、見解をただしておきたいと思ふます。

財務省は、この資料、二枚あるのはこれは財務省のインターネットで公開されている資料ですね、財政審のなんですから。この提言、財務省が提言したのですが、これは、小規模校につ

いてデメリットだけを挙げて、統廃合すべきだと、解消すべきだといふ、そういうこと、そういう結論で財政審に提案しているわけですが、これ、報道を見た地方の学校関係者とか自治体からいろいろ懸念とか示されているわけですが、問題は

この資料でありまして、デメリットだけ、これ文科省が言っているよと、文科省の資料なんですけれども、デメリットだけ挙げて、解消すべきだといふ、これ、デメリットについて、実は文科省はこの小規模校のデメリットについても言及しているわけですね。目が届きやすい、人間関係が深まる、通学時間が短い。だから、文科省は、もちろんデメリットもあります。デメリット両方を言っているにもかかわらず、財務省はこのデメリットのところだけ取り上げて、解消だといふうなことを審議会の人たちに提言していると、これはちよつと違うんじゃないかと。

財務省というのは、いろいろありますけれど、立場違いますけれど、ただ削る削るだけじゃなくて、必要なものには出すと、無駄なものには出さないといふふうな総合判断するところじゃないのかと、です。その結果が立場違つてもそれが姿勢だと思ふのに、一方的に文科省のデメリットの資料だけで解消すべきだといふことを財政審に財務省が提言するというのはちよつと違うんじゃないかと。やつぱりデメリットもデメリットも含めて総合判断をしていただきたいという提案をすべきじゃないかと思ふんですけれど、これはちよつと行き過ぎの財務省のフライングじゃないかと思ふんですが、財務大臣、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 少子高齢化、地域や過疎化等々いろいろ理由があつて、今、御存じのように、小中学校の規模というのは学級数というものが激減をしております。これは事実です。大体、小学校で十二学級というのは二クラス六年年、三クラス六年年、まあ十二から十八ぐらいが適正規模だと言われておるんですけれども、現実問題、それ未満というのが中学で五二、小学校で四四%というのが、今現実としてそういうことに

なっておりますというのを踏まえた上で、文部省の諸調査におきましては、これ集団の中でいわゆる児童生徒というのは切磋琢磨する教育活動ができない等々の話やら、教員一人当たりの事務負担が重くなるといった運営上の課題が指摘をされているものと承知をしておりますが、同時にメリットと言われた、今先生の言われた話で、一人一人がリーダーを務める機会が多いというメリットがあつてみたり、また学校運営上は児童生徒の家庭の状況を把握しやすいといったメリットがある

と。
事実、私らが、私というのは昭和十五年生まれですから敗戦の年に学校へ入ったんですけど、全校四人ですから、私の場合は、二年生になって全校十何人になりましたかね、そういう学校に行きましたので。小さな学校へ行くとき私みたいな立派なやつになるとは言いませんよ、それほどうまいしうまいことは言わないけど、現実問題として悪いばかりの話じゃねえというのは、事実、自分としてもそれはそう思っておりますので。

御指摘のとおり、財政審の資料におきまして、統廃合の余地というのがあるとは考えていて、実際に至っていない学校が存在するという実態につきましては、これはいろんな点から小規模校の統廃合を図るべきと指摘をしたものであるというのは事実であります。

しかし、いずれにしても、これは、児童生徒にとって社会性とか規範性を身に付けられるような教育環境を整えていくことは重要であると承知しておりますので、今言われましたように、メリットもあるではないかという点も踏まえつつ、なかなか現実問題としては難しいという現実等々も踏まえて、教育上の効果、統廃合を判断して、これは更に検討していかなければならぬところだと思っております。

○大門実紀史君 是非総合的な見地で、これ、物の無駄とか経費の無駄じゃなくて、人間の問題ですからね、本当にきちっと総合判断をお願いしたいと思ひます。

いずれにせよ、午前中の西田さんの話にもありましたけど、何というんですかね、こういう何でも削ろう削ろうみたいなこの緊縮財政、緊縮政策ですよ。だから、藤井先生とおっしゃるよう、これがプライマリバランス亡国論ですか、もうそういうものが、すぐこういうのが出てきちゃうんです、この財務省に。ですから、かえって、かえっていいですかね、緊縮財政が経済をかねて悪くしていると思ひますし、暮らしも圧迫しているということで反発が広がって、この前のMMTの議論とかにつながつてきているんだというふうに思ひます。

ただ、若干、MMTといいますが午前中の議論でいいますと、全体としてそういう緊縮政策というのはまずいと、問題だというふうに思ひますが、ただ、日銀の財政ファイナンス容認という点だけは長年この場で日銀政策を議論してきた者の一人として違ふのかと思ひますので、あるところまでは西田さんと一緒なんですけど、違ふところになると、どちらを相手に議論するかとなると三角関係みたいなところがありますけれども。

今日は、その財政ファイナンス容認論は違ふという意味といひますか、財政ファイナンスを容認していくとやっぱリスクが大きいという点で、一つは、インフレリスクはあるんですが、このインフレリスクの問題は、何といひますか、こうすれば、ああすればいいというような知的シミュレーションといひますか、それだけじゃなくて、生の今の経済の世界ですね、つまりグローバル経済、グローバル市場の下でのリスクというのをやっぱりきちつといつも念頭に置いておく必要がある。こういうときはこうやればいいんだ、あやればいいんだというやうな、何というか、閉鎖経済とはいひませんが、クローズの世界で考えるやうなシミュレーションでは済まない世界がグローバル市場にはあるということでございます。今日は、国債の供給の補完制度ですけれども、一言言っておきますと、財政ファイナンス容認

論、高インフレになつても抑えられる、止めることができる。そうしますと、国債価格をインフレになりますと維持しなければならなくなりますけれども、そうするときに、名目金利を何人か人為的にいひますかね、政策で抑え込もうとする、実質金利が低下する。そうすると、このグローバル化の中で考えなきゃいけないのは、円建ての資産がリターンが下がりますからフライトする、資本逃避が起きると。そうすると、円安が進んでまたインフレにつながるやうな、そういう悪循環に入らないとも限らないやうな、な、グローバル化の中でのこのファイナンスとか、自国の中だけではなくて、そういうことも見えておく必要があるのかといひますけれども。

今日のもつとリアルな生のお話で、去年の五月と十二月に取り上げたんですけど、海外マネー、まさにグローバルの中で現実には起きていることですが、海外マネー、ヘッジファンドを含めた海外マネーが、日銀の保有している、主に保有している国債の空売り仕掛けしているという問題を取り上げました、それに、後で申し上げますが、日銀の制度そのものが利用されているという問題を取り上げましたけど、その後の動きも含めて質問したいと思ひます。

資料をお配りいたしましたけれど、まず、先月の二十五日の政策決定会合で日銀が決定を行われた、債券市場に関わる決定を行われた中で、別紙といふものがございまして。別紙といふものが配られて、強力な金融緩和の継続に資する措置といふことでございまして。これは、この中の三番目にあります国債補完供給、SLFの要件緩和とございまして。これについて質問したいと思ひますが、まず改めて日銀の方から、この国債補完供給制度とは何かといふことを簡潔に概略説明してもらえますか。

○参考人(前田栄治君) お答えいたします。国債補完供給制度でございますけど、これは、市場において、国債市場において個別の国債銘柄

の需給が逼迫した場合に、国債決済の円滑確保に資する観点から、日本銀行が保有する国債をその市場参加者に対して一時的かつ補完的に供給することを目的として、翌営業日に日本銀行に戻すことを条件に売却するものでございます。

少し具体的に申し上げますと、例えば、顧客、投資家に対して特定の銘柄、十年債、三百五十回債みたいなものを売り渡す約定をしている証券会社が、当然証券会社が手元に持っているものを渡せばいいんですけど、持っていない場合に、まずは自助努力によつて市場調達していただく。ただ、できない場合に、私どもの国債補完供給が利用され得るところと、こういうものでござい

ます。
○大門実紀史君 分かりやすい説明、ありがとうございます。

今回の決定会合では、このSLFの様々な緩和措置がとられたわけでございまして、もう一枚めくっていただいた資料四というところでございまして、の二に、銘柄別の売却上限額の撤廃といふことで緩和措置がされております。これは上限を、貸付上限額を撤廃するというところでございまして、日銀の保有残高の一〇〇%又は一兆円、いずれか小さい額という扱いだったものを、この一兆円の上限を撤廃したと、するといふことでござい

ますね。
これは何のために今回撤廃するといふことなんでしょう。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。日本銀行が大規模な国債買入れを継続する下で、長期国債の先物の現物決済に用いられますいわゆるチーベスト銘柄という特殊な銘柄ございすけれども、そうした銘柄も含めまして、市中の流通残高が少ない銘柄が増加しております。こういうある特定の銘柄が少なくなりまして、そういった受渡しに不便が生じ、国債市場全体の流動性が低下する、市場機能が低下するといふ問題がございまして。これに対応するためにこの国債補完供給制度といふことを提供しているわけでござい

ますけれども、近年、この国債買入れを継続する下で、市場参加者から更なる要件緩和を要望する声が聞かれておりました。

これ、こういう制度を考えるとときには、この二つの両立、言わばトレードオフを考える必要があるわけでありまして、一方で市場機能がきちんと流動性等も含めた機能が發揮できるようにすること、日本銀行がそのサービスを提供することによって市場のデシプリンが低下する、あるいは悪用されるということでは困るわけでありまして、この二つを両立する必要があるわけでありまして。

今回につきましては、私どもとしては、最近の国債市場の流動性の低下の状況を踏まえまして、ここで思い切った措置を講ずることが適当であると。同時に、私どもはこれは市場実勢よりもやや高めの品賃料を課しておりますし、基本的には利用はオーバーナイトであるということですが、あるいは昨年以降、これはあくまで一時的かつ補完的に供給するものであるという、先ほど御説明申し上げたようなことを再度確認するといった言わば歯止めがあることを前提に今回の上限の撤廃ということを決定したものでございます。

○大門実紀史君 もっと全体像を申し上げますと、日本銀行が大量に国債を買って市中にある国債が少なくなってきたということです。で、これが決算期含めて国債で決済するときのいろいろ不都合が起きるんで、一時的に貸してあげて買い戻すということが基本でありますけれど、それで今までだんだん増やしてきたんですね、上限。これは日本銀行がたくさん買えば買うほど上限増やしてきたことになるわけですが、今回その上限をもう取っ払っちゃうと、撤廃しちゃうと。この意味なんですか、これは、事務方とも議論させてもらいましたけれど、要するにいろんな副作用問題と言われる問題も起きていて、いろんなことが新たな、日銀がこれだけ買いますと、保有しますと起きていると。そういう中で、はつきり

言って、いろんなことが起きても対応できるように、そのために撤廃したんだと。

つまり、一兆円を三兆円にじゃ駄目なんですとか、五兆円になぜしないんですかと。今までも段階的に上げてきましたよね。いきなり撤廃ですから、その意味は何かというふうに聞いたときに、いろんなことに備えるためというように事務方からは聞いているんですけど、大きな意味でいいますと、正常化といいますか、出口といいますか、あるいは今こまで日銀が国債保有すると副作用が指摘されているんが起きると、そういういろんなことに対応するためにも上限はなくなっておこうという、大きな意味ではそういうことではないんですか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。先ほど申し上げたとおり、私ども大規模な国債買入れを継続しておりますので、だんだん日本銀行の保有残高が増えるにつれて市場の流動玉というのがだんだん不足してくるわけがあります。私ども、物価安定目標の実現にはなお時間が掛かるということを前提にいたしますと、この大規模な金融緩和を更に長期間続ける必要があるということを考えますと、これは政策として必要ではございまして、これが市場機能等に与える副作用については配慮すべきである、市場機能の低下に歯止めを掛けるような措置は講ずるべきであると考えているところであります。

今回、最近の市場動向あるいは市場参加者の声、あるいはこうした制度の海外での運用事例です、フエデラル・リザーブですとかバンク・オブ・イングランドの運用事例も踏まえて、今回は上限を撤廃するという措置が適当と判断したところでありますので、備えることと先生が御指摘の意味は、これからなお金融緩和を継続すると、そういう中で市場機能に与える影響をできるだけ小さくするという意味で備えるということでございます。

○大門実紀史君 次の資料なんですけれど、どれだけこのSLFが膨らんできたかということの落ち

金額と実施回数というのを、右下のグラフですね。急速にこの国債補給、供給、SLFが膨らんできているわけですね。それと、二〇一八年の数字も日銀に出してもらったら、最新の数字が二十兆二千七百七十三億ということ、これよりも増えているということでございます。これそのものが私はもう異常な事態になっているというふうな、日銀が市中の国債を買うからこんなことになつてきて、決済のときにこれだけ融通しなきゃいけないと。

問題は、去年の十二月、その前の五月にも取り上げましたが、このSLF制度が、国債の補完供給制度が、本来の目的といいますかね、だけではなくて、海外のヘッジファンドとか海外の投機マネーとか、国内も含めてなんですけれど、そういう国債の空売りに悪用されているのではないかと、活用されているんじゃないかということ指摘して、これは私だけじゃなくて、いろんなエコノミストの方も指摘した問題を去年の十二月に取り上げたわけがあります。要するに、日銀が国債の価格を維持しようとして、金利を下げるために国債を買うと。そうすると、投機筋が国債を売って下落を仕掛ける。その際、空売りで、借りて売ると。どこから借りたのかというと、何と日本銀行から借りていると。その国債で売りを仕掛けたということですね。

だから、変な話でございます、国債価格を支えるために国債を買う日銀がいて、逆に、反対に国債を売って国債の下落を仕掛けて空売り含めてもうけようという投機筋があつて、その空売りをする投機筋に国債を貸しているのは日銀と。何かもう全体図として、日経新聞によるとこれはいびつな構造と言っていましたけれど、私はもうあれのとき言いました、これはもう滑稽だと、悪い冗談かと、こんなことをやっていて、日銀と投機筋でという指摘をしたわけなんですけれども、それが、十二月の時点で黒田さんは、いや、投資家はしっかり理解しているはずだという答弁をされていたわけ

ですけれど。

私、その十二月の質問のときには入手できなかったんですが、その後、実は日本銀行は、私の質問をしたときには既に、資料の六枚目、七枚目にありますが、要するに、こういう空売りの問題点を指摘したときに黒田さんは、投資家はしっかりしているはずだというふうな私にはお答えになつたんですが、そのときにはもう既に、この資料、通知を市場参加者に出していたということですね。要するに、このSLFを前提にした空売りを含めた取引が行われている疑いがあるということとを日銀はもう認識されていて、こういう通知を出して、ベナルティーまでかざして強い姿勢を示してきておられるというふうな思われませんか。だから、やっぱり問題意識はあつたのではないかと、そういうふうに思うわけですか。

そこで思うのは、今回のこの緩和措置、上限の撤廃ですね。これはさらに、日銀も問題意識を持っておられたということが分かりましたけれども、この投機筋の空売りに利用されるといふリスクは否定はできないと思いますが、どういふふうに対処されていかれるのでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) まず最初に、この間の国債補完供給の利用状況だけちょっと一言だけコメントさせていただきますと、委員御指摘のとおり一七年、一八年と増えていますが、これ、そのときの金利情勢によって相当大きく変動いたしました、御指摘のとおり、先行き金利が上がりそうだと、逆に言うと国債の値段が下がりますと、それが一昨年とか昨年は多かつたんですけれども、昨年の夏以降は、実は七月に月間五兆近く行った後は最近一兆を割っておりまして、この間は収まっているというところだけ申し上げておきます。ただし、これだけ我々が国債を大量に買っていますから、基調的には増える方向だろうというふうには思っております。

それで、基調的にはこうした利用が増えるというところを前提にはありますけれども、国債の需給、あるいは、フェイルと申しますが、券面がな

かなか手に入らなかったということ、いろんな原因で起るわけでありませうけれども、少なくとも我々としては、我々のこの国債補完供給制度の利用を前提とした我々のオペへの応札は受け入れられないという方針ははっきりしておいて、先ほど先生が御指摘になったとおり、我々のオペのオフアール通知においてこういうものは駄目ですよということを示すようにしたというの、そういう意識、考えの結果であります。

今般の要件緩和措置の実施後もこうした取扱いは変わらないとありますし、今後とも利用金融機関も十分理解が進むよう努めてまいりたいというふうに思っております。

○大門実紀史君 全体像を見ると、本日に日銀がやってきたことがこういうことを招いているといえますか、全体が自業自得だといいますか、行き詰まっている現れが、行き詰まっていることそのものが投機筋に利用されているということでありまして、本日に日銀が、事実上のファイナンスと私も思っておりますけれども、それが大変な事態になっているということは本当によく、いろいろ考へてはおられると思いますけど、何度も申し上げるように、こういういろんな投機筋の動きかけも含めて、こういうリスクがいっぱい押し寄せてきますからね、いろんな仕掛けが来ますので、そういうことに慎重に対応しながら早く正常化の道に踏み出していただきたいということは申し上げておきたいと思ひます。

最後に、これは、国債の空売り規制そのものは金融庁の管轄になりますけれども、麻生金融担当大臣にお伺いしたいのは、やっぱり金融庁としてこの国債の空売り、今もう海外の売買は増えておりますから、保有はまだ、保有も増えておりますけど売買も増えておりますので、この国債の空売りに対する規制、これは国際的にも今課題になっておりますが、金融庁として更に強めていっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 国債の空売りに関して

の話ですけれども、これ、現状で今その多くがこれは国内の機関投資家によって取引をされております、若しくは保有されておりますので、空売りによります価格のいわゆる急変動のリスクというのは必ずしも高いと思ひてはいるわけではありませんが。

その上で、円で取引されているということもありますけれども、いずれにいたしましても、空売りの規制というものが国債のいわゆる流動性に与える影響というものが、関係者のコストの負担に對するいろいろなことも留意しておく必要があると思ひておりますので、したがって、現時点で規制を導入する必要性はちよつと早急にあると思ひてはいるわけではなくて、その件に関しては慎重に検討する必要があると思ひております。

いずれにしても、日本銀行は約四十数%の国債を保有しておられるという状況にもありますし、海外で約六%、七%ぐらいだと思ひますが、いずれにしても、今後とも適切に国債市場の状況というのをよく把握した上で、その上で、私どもとしては、必要があれば日本銀行とも連携をしつつ、適切に対応してまいりたいと思ひております。

○大門実紀史君 終わります。

○渡辺喜美君 五月二十日にGDP速報値が出されました。プラス〇・五%ということですが、その内情は数字のマジックであります。輸出がマイナス二・四%、それ以上に輸入がマイナス四・六%でありますから、マイナスの輸出からマイナスの輸入を引いてみたところ、プラスになっちゃったというわけなんです。

〇・五%のプラスのうち、この外需寄与度、つまり輸入が増えたプラスになったというのが大半、〇・四%分がこれです。あとは公共事業、補正予算の公共事業が積み上がった〇・一%、それから、輸出が減ったり内需が悪かったりして在庫積み増し分が〇・一%。つまり、民需、家計消費とか設備投資とか、そういったところは軒並み駄目だというのがこの前のGDP速報値の結論であります。

というわけで、増税は予定どおりおやりになるというわけですが、ここで増税をおやりになりますとアベノミクスはなかったものになりますよ。これは、アベノミクス御破算増税と言つても過言ではありません。増税掲げたままダブル選挙をおやりになるんだそうでございますが、余計なお世話かもしれませんけれども、増税掲げてダブル選挙をやりますと自民党負けですよ。それでもよろしいんでございましょうか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 解散を聞いておられるんですか、増税を聞いておられるんですか。どつちを聞いておられるんです。

○渡辺喜美君 質問通告はGDP速報値についての質問通告であります、大臣のアドリブで何を話したにしろても結構でございます。

○国務大臣(麻生太郎君) この種の言葉に引つかからないように注意をしておくとよく言われてきましたので、何でも言つて大丈夫ですよなんて話は全く通じない世界にいますんだというのは四十年で身にしみましたので、今のようなお話に引つかからないように努力しつつ、まずGDPの速報値からお話をさせていただければと思ひます。

先日二十日の日に発表されております話は、二四半期連続でプラスの成長になったということなんです、その内容につきましては今おっしゃられたとおりで、製造業につきましてはいろいろな話等々が、設備投資におきましてこれは先送りの動きが見られる等々が出てくるのは事実であります。公共投資が昨年度のこの補正予算の執行等々で今からまた更に出てくることになろうと思ひますし、実質GDPはプラスになったということだと理解をしております。

他方、世界全体で見ても、この間のG20の会議、フランスの財務大臣等の会議等々見ましても、IMF含めて、これは今年度後半から経済は伸びるという予想は、これは世銀も同じことを言っておりますので、そういった意味におきまし

ても、世界経済は、これはアメリカ中心に、緩やかではありますけど確実に回復をしておると思ひております。

中国においてはいろいろ言われておりますけれども、少なくとも、中国もいわゆる引締めをやめて緩和の方向にやつた結果、いろんな形で仕事が出て始めて、鉄鋼が一番話題になっておりました。鉄鋼も少なくとも海外で話題にならなくなつていたのは、鉄鋼の生産はそのまま続けて海外に影響が出ないというのは、国内で鉄鋼需要が出ている、ということは国内での公共工事がいろいろ進んでいる、その内容まで分かりますけれども、そういったようなことなんだと思ひておりますので、私どもとしては、その対応というのは、長期的にはいろんな問題あるかと思ひますが、短期的には、いろんな問題としておりました中国の問題は少し解消されつつあるように思ひております。

こうした中で、日本の経済の中に見ました場合、これは雇用者の報酬は引き続き伸びてきておりますし、最低賃金も時間当たり千円というような話が出てきたり、いろんな話が出ておると思ひておりますので、ファンダメンタルズというものはこれまで同様しっかりしていると思ひておりますので、それによつて今回一〇%に引き上げておいたのだという予定は予定どおり実行させていたのだと思ひておりますし、それによつてアベノミクスが崩壊するということはないと思ひております。

○渡辺喜美君 お手元にCRRB指数のグラフを配つてあるかと思ひます。リーマン・ショックというのは、御案内のように二〇〇八年のたしか九月十五日に起きております。その後、麻生内閣が誕生するわけですが、この頃でさえ、リーマン・ショックの一番底でさえ、国際商品先物指数は二〇〇ポイントを下回ってないんですよ。二〇〇の上を行つておるんですよ。ところが、二〇一五年から一六年にかけて二〇〇ポイントを下回つた、その後、たつた一度も二〇〇ポイントを上回つたことがない。世界経済は明らかに減速

過程に入っているということがこれを見ればすぐ分かるわけであります。

したがって、過去二回、消費増税を凍結したというのとは大正解なんですよ。ここへ持ってきて、景気動向指数が悪化という六年何か月ぶりの数字になっていると。それでも増税をおやりになるというわけでありまして、これは、残念ながらアベノミクスがなきものになるということだけは申し上げておきたいと思っています。

法務省に来ていただいておりますので、お尋ねいたします。

所有者不明不動産の問題、先週、法律案が通りましてけれども、国会の質疑聞いておりますと、何か今年度予算のベースでいくと三百年ぐらい掛かりそうだと、こういう印象を受けます。来週から例のブロックチェーンの、暗号資産の取引規制の法案の審議が始まりますけれども、その前に、ブロックチェーン技術を活用してどんなやり方ではまりそうなのは、実は不動産登記の世界ではないかと思うんですね。

土地台帳、旧土地台帳というのは、昔は地租の基本になった。これは税務署が管理しておりました。これが昭和二十二年に地方税になった。そして、昭和二十五年、シャープ勧告でもって自治体と法務省にこの旧土地台帳が移ったんですね。自治体に移ったのは固定資産課税台帳になっていまして、法務省に移ったのが表題部になっているわけでありまして。

この表題部が相当正確な伝統をそのまま継続してきてしまっているというわけで、二百三十万筆ですか、所有者不明の表題部があると。こういうところにブロックチェーン技術を活用されてはいかがでしょうか。

○政府参考人(筒井健夫君) お答え申し上げます。

現在、法務省におきましては、先ほど御紹介がありましたけれども、今国会には表題部所有者不明土地に関する対策の法案を提出し成立させていただいたところでございますけれども、その他所

有者不明土地問題の解決に向けた対応につきまして、民法、不動産登記法などの見直しを行うために、法制審議会におきまして現在、鋭意検討を行っているところでございます。その中では、不動産の登記情報を他の公的機関との情報連携により最新のものに改めるなどの方策につきまして重要な検討課題の一つとされているところでございます。

この情報連携に当たりましてどのような技術を用いるかにつきましては、ただいま御指摘いただきましたブロックチェーン技術も含めまして、最新の情報通信技術の活用も視野に入れて検討を進めることが重要であると考えておりまして、現在のシステムとの整合性も踏まえながら適切に検討してまいりたいと考えております。

○渡辺喜美君 地図情報システムというのはもう別のシステムでございまして、公図と称しているものは聞いておりますのが、公図と称しているものは相当正確である、明治時代に作られたようなものがないかという点が残っているんですね。正確なものが半分ぐらいしかないというわけでありまして、これはもう令和の大検地が必要だとなつくづく思いますよ。

結局、そういう形で分散されてしまった台帳、固定資産税課税台帳とかそういうものを、農地台帳、森林台帳、そういったものを突合をすることによって結構進んでまいります。こういうものをブロックチェーンでつなぐということは、令和の大検地を行うとすれば、これはもう一番いい方法と考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 所有者の不明土地の問題という話につきましては、これは目下いろいろ各省庁一体となって検討が進められているんですが、これは各種台帳の相互連携というのが挙げられておりますので、この登記簿の各種の台帳というのに関しまして、土地所有者情報というのを円滑に把握する仕組みというのについて、これは法務省を含む関係省庁で、主にこれ法務省を主体としてやってもらっているんだと思うんです

が、これをいろんな形でどのような問題というのは、これはおっしゃるようになかなか難しい話でして、明治というのは聞こえがいいんですけど、ずっと前から話は込み入った話なんで、これなかなか、県境まだ確定しねえとかいろいろ話があるほどなかなか難しい話だと思いますんで、これは、今すぐ大検地をやりますって、令和の大検地とかネーミングは格好いいですけど、なかなかやることは難しいというのが正直な実感です。

○渡辺喜美君 難しいから放っておくと、この問題、相当こじれますよ。もう既に九州と同じぐらいの面積、あと何十年かで北海道と同じになるというわけですね。土地というものは残念ながら魅力ある資産でなくなってしまうというわけでありまして、これは本腰を入れて令和の大検地を進めていく必要があるかと思っています。

もう一つ、グラフを配ってありますが、これはフタコブラクダと言われる非常にいびつなものであります。何でこんな具合になるのか、御説明をいただきたいと思っています。

○政府参考人(栗田照久君) 委員御指摘のこのフタコブラクダの金利差別貸出残高につきましては、我が国におきましてはローリスク・ローリターン、ハイリスク・ハイリターンの貸出しが非常に多いと。片や、ハイリスク・ハイリターンの貸出しも少し貸金業者を中心としてあると。ところが、その間にありますミドルリスク・ミドルリターンの層の貸出しが非常に少ないという御指摘だと理解しております。

このミドルリスク・ミドルリターン層への貸出しが少ない理由といたしましては、低金利環境が継続する中で、金融機関が収益を維持するために低い金利での貸出しを拡大しているというところが非常に大きいのではないかとこのように考えております。また、別の見方をすれば、金融機関において、足下の財務内容は必ずしも健全とは言えないんですが、将来の成長見込みのあるような中小企業に対して、ある程度リスクを取って、そのリスクにふさわしい金利で貸出しをするということが十分行われていないのではないかと

ことが挙げられるというふうに考えております。

○渡辺喜美君 金貸しはリスク取って何ぼの世界ですから、リスクを取る金貸し業が行われていないというのがこれで分かるわけでありまして。

引き続き、この問題は議論させていただきま

す。ありがとうございます。

○委員長(中西健治君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(中西健治君) 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

近年の情報通信技術の進展に伴い、金融取引が多様化してきている中で、金融の機能に対する信頼向上及び利用者保護等を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、仮想通貨の呼称を暗号資産に変更するとともに、暗号資産の流出リスクへの対応等、暗号資産交換業者に関する制度を整備することといたしております。

第二に、暗号資産を用いた証拠金取引やICOと呼ばれる資金調達等、新たな取引に関する制度を整備することといたしております。

第三に、金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加することといたしております。

第四に、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的な取引慣行に対応するため

の規定を整備することとしております。
その他、関連する規定の整備等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(中西健治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、二〇一九年十月からの消費税一〇％中止を求めることに関する請願(第一三九八号)(第一四四一号)(第一四四二号)

第一三九八号 平成三十一年四月二十六日受理
二〇一九年十月からの消費税一〇％中止を求めることに関する請願

請願者 静岡県沼津市 飯田久美子 外四
百九十九名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一四四一号 令和元年五月七日受理
二〇一九年十月からの消費税一〇％中止を求めることに関する請願

請願者 長崎市 本田孝也 外千五百六十八名

紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第一四四二号 令和元年五月七日受理
二〇一九年十月からの消費税一〇％中止を求めることに関する請願

請願者 京都市 高丸晴菜 外五百三十八

名
紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「第六十三条の二」を「第六十三条の十九の二」に改める。

第一条中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改める。

第二条第五項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

第二条第七項中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「いう」を「い」、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいうに改め、同項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第三号中「又は仮想通貨」を削り、同項に次の一号を加える。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の

法律に特別の規定のある場合を除く。)
第二条第八項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第九項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同条第十四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第十五項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に改め、同条第四十条第一項第六号中「若しくは名称」を削る。

第三章の二の章名を次のように改める。

第六十三条の二の見出しを「暗号資産交換業者の登録」に改め、同条中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の三第一項第三号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第四号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同条第六十三条の五第一項第十号を「第六十三条の五第一項第十一号」に改め、同項第六号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第七号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第八号及び第九号並びに同条第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三条の五第一項第一号及び第二号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第三号及び第四号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第十号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項イ中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条二「この法律」の下に「金融商品取引法を加え、同条ホ中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第九号

を同項第十号とし、同項第八号中「この法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同条を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「若しくは名称」を削り、同条を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 暗号資産交換業者をその会員(第八十七条第二号に規定する会員をいう。)とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則(暗号資産交換業者の利用者の保護又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

第六十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「とき」の下に「前項の規定による届出をした場合を除く。」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき(暗号資産交換業者の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十三条の七中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

(暗号資産交換業の広告)

一 暗号資産交換業者の商号

三 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではな

四 暗号資産の性質であつて、利用者の判断

(禁止行為)

一 暗号資産交換業の利用者を相手方として

三号において「暗号資産交換契約の締結等」

る事項（次号において「暗号資産の性質等」

という。)

するに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資

三 暗号資産交換契約の締結等をするに際

[illegible]

第六十三条の十中「仮想通貨交換業者」を「暗

暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利

第六十三條の十一第二項中「

この場合において、当該陪

第六十三條の十一第一項を同條第二項とし、

条に第一項として次の一項を加える

第六十三条の十一の次に次の一条を加える。

履行保証暗号資産

て保有し、内閣府令で定めるところにより、

前条第三項の規定は、前項の規定による管

第六十三条の十二の見出しを「(指定暗号資産

中「指定仮想通貨交換業務紛争解決機関」を

「換業務紛争解決機関」を指定暗号資産交換業

紛争解決機関」に改める。

第六十三條の十四第一項中「仮想通貨交換業」

改め、「第二条第七項第三号」の下に「又は第四

第六十三条の十五第一項及び第二項中「仮想

第六十三條の十六中「仮想通貨交換業の」を

第六十三條の十七第一項中「仮想通貨交換業

中、「仮想通貨交換業者」を、「暗号資産交換業

「仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者で

第三章の二第四節中第六十三条の二十の前に

次の二条を加える。

間で当該暗号資産交換業者が暗号資産の管理

条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するその暗号資産交換業の利用者の暗号資産及び履行保証暗号資産をいう。について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 民法明治二十九年法律第八十九号第三十三条の規定は、前項の権利について準用する。

3 第一項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象暗号資産の弁済への協力)

第六十三条の十九の三 暗号資産交換業者から暗号資産の管理の委託を受けた者その他の当該暗号資産交換業者の関係者は、当該暗号資産交換業者がその行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の暗号資産に係る前条第一項の権利の実行に関し内閣総理大臣から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

第六十三条の二十第一項中「仮想通貨交換業者は」を「暗号資産交換業者は」に改め、同項第一号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第二号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第二項及び第三項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第四項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第五項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第六項中「仮想通貨交換業者(外国仮想通貨交換業者)」を「暗号資産交換業者(外国仮想通貨交換業者)」に改め、同条第七項中「外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の二十一「仮想通貨交換業者」を

「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の二十二(見出しを含む。)中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改める。

第八十七条中「仮想通貨交換業者が」を「暗号資産交換業者が」に改め、同条第一号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第二号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号までの規定、第九十条第二項並びに第九十一条第一項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第一百一条第二項の表第五十二條の六十三第一項の項中「資金決済に関する法律」の下に「平成二十一年法律第五十九号」を加え、同表第五十二條の七十三第三項第二号の項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に改める。

第一百三条中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第一百七条第五号及び第六号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第一百八条第二号を次のように改める。

二 第六十三条の十一第一項の規定に違反して利用者の金銭を自己の金銭と分別して管理せず、若しくは信託しなかつた者又は同条第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理しなかつた者

第一百八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十三条の十一の二第一項前段の規定

に違反して、履行保証暗号資産を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなかつた者

第一百九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 第六十三条の九の三の規定に違反して、同条第一号に掲げる行為をした者

第一百十二条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 第六十三条の九の二に規定する事項を表示しなかつた者

十 第六十三条の九の三の規定に違反して、

目次中「第二条」を「第二条の二」に、「第二条の二」を「第二条の三」に、「第六款 弊害防止措置等(第四十四条―第四十四条の四)」を「第六款 暗号資産関連業務に関する特則(第四十三条―第四十四条の四)」に改め、同条第七款 雑則(第四十五條の六)に、「第七章 雑則(第八十六條―第九十六條の二)」に改める。

第二条第一項第十九号中「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同条第三項中「第二項」を「第一項各号」に、「若しくは特定電子記録債権」を「特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利(電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示される場合(流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。)に限る。以下「電子記録移転権利」という。に、「次条第四項」を「第二条の三第四項」に改め、「権利」の下に「電子記録移転権利を除く。」を加え、同条第八項第一号及び第十一

同条第二号又は第三号に掲げる行為をした者

第一百十四条第一号中「第六十三條の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第一百十五條第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「第九号及び第十号」を「第九号から第十二号まで」に改め、同項第四号中「第八條第五号」を「第八條第六号」に、「第九号若しくは第十号」を「若しくは第九号から第十二号まで」に改める。

(金融商品取引法の一部改正)

第二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六款 弊害防止措置 暗号資産関連業務に関する特則(第四十三條―第四十四條の四) 第七款 雑則(第四十五條) 第六章の三 暗号資産の取引等 第七章 雑則(第八十六條―第九十六條の二)に改める。

号口中「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同項第十六号中「又は第一項各号に掲げる証券若しくは証書」を「第一項各号に掲げる証券若しくは証書又は電子記録移転権利」に、「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同条第二十一項第四号中「第三号の二」を「第三号の三」に改め、同項第四号の二並びに同条第二十二項第一号、第二号及び第四号中「第二十四項第三号の二」を「第二十四項第三号の三」に改め、同項第五号中「第三号の二」を「第三号の三」に、「同項第三号の二」を「同項第三号の三」に改め、同条第二十三項中「次項第三号の二」を「次項第三号の三」に

改め、同条第二十四項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 暗号資産資金決済に関する法律平成二十一年法律第五十九号(第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。)

第二条第二十四項第五号中「若しくは第二号」を「第二号若しくは第三号の二に改め、同条第二十五項第一号中「第三号の二」を「第三号の三に改める。

第二条の二を第二条の三とする。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(金銭とみなされるもの)

第二条の二 暗号資産は、前条第二項第五号の金銭、同条第八項第一号の売買に係る金銭その他政令で定める規定の金銭又は当該規定の取引に係る金銭とみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)の規定を適用する。

第三条第三号を次のように改める。

三 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(次に掲げるものを除く。)

イ 次に掲げる権利(口に掲げるものに該当するものを除く。第二十四条第一項において「有価証券投資事業権利等」という。)

(1) 第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、当該権利に係る出資対象事業(同号に規定する出資対象事業をいう。が主として有価証券に対する投資を行う事業であるものとして政令で定めるもの)

(2) 第二条第二項第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる権利のうち、(1)に掲げる権利に類する権利として政令で定めるもの

(3) その他政令で定めるもの

ロ 電子記録移転権利

第四条第二項第五号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改

め、同項第六号中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改める。

第五条第一項中「並びに第二十四条」を「第二十四条並びに第二十四条の七第一項」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第二十三条の十三第一項第五号中「第二条の二第四項第二号イ」を「第二条の三第四項第二号イ」に改め、同項第六号中「第二条の二第五項第二号イ」を「第二条の三第五項第二号イ」に改め、同条第四項第一号ハ中「第二条の二第四項第二号ロ」を「第二条の三第四項第二号ロ」に改め、同号ニ中「第二条の二第五項第二号ロ」を「第二条の三第五項第二号ロ」に改め、同項第二号ロ中「第二条の二第四項第三号」を「第二条の三第四項第三号」に改める。

第二十四条第一項ただし書中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同項第四号中「その他」を「及び電子記録移転権利その他」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改め、同条第五項中「すべて」を「全て」に、「である場合」を「又は電子記録移転権利である場合」に改める。

第二十七条中「第二条の二」を「第二条の三」に改める。

第二十八条第一項第一号中「権利」の下に「(電子記録移転権利を除く。次項第二号及び第六十四条第一項第一号において同じ。)」を加え、「同条第八項第一号」を「第二条第八項第一号」に改める。

第二十九条の二第二項第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。又は当該権利若しくは金融指標(当該権利の価格及び利

率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

九 暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

第二十九条の四第一項第一号ハ中「平成十六年法律第五十四号」の下に「、資金決済に関する法律」を加え、同項第四号中「(個人である場合を除く。)」を削り、同号イ中「満たない者」を「満たない法人」に改め、同号ロ中「有しない者」を「有しない法人」に改める。

第二十九条の四の二第十項中「第二条第一項第九号」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券

二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)

第二十九条の四の三第四項中「権利」の下に「(電子記録移転権利に該当するものを除く。)」を加える。

第三十一条第一項中「及び第七号ロ」を「、第七号ロ、第八号及び第九号」に改め、同条第三項中「方法」の下に「のうち、同条第一項第八号

又は第九号に規定する行為に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるもの(以下この項及び第三十三条の六第三項において「特定業務内容等」という。))について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削り、同条第四項中「又は第七号ロ」を「第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四号の政令で定める権利」を「同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるもの」に改め、同項第四号中「及び第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの」を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「信託業法」の下に「、資金決済に関する法律」を加える。

第三十三条の六第三項中「方法」の下に「のうち、特定業務内容等について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削る。

第三十五条第一項第十三号中「資産」の下に「(暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するもの(第八号に掲げる行為に該当するものを除く。)

第三章第二節中第七款を第八款とし、第六款を第七款とし、第五款の次に次の一款を加える。

第六款 暗号資産関連業務に関する

3 第百五十九条の規定は、暗号資産関連市場デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引並びにこれらの申込み、委託等及び受託等については、適用しない。

第百九十七条第一項に次の一号を加える。

六 第百八十五条の二十二第一項、第百八十五条の二十三第一項又は第百八十五条の二十四第一項若しくは第二項の規定に違反した者

第百九十七条第二項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

一 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行った者（当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。）

二 財産上の利益を得る目的で、前項第六号の罪を犯して暗号資産等の相場を変動させ、当該変動させた相場により当該暗号資産等に係る暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を行った者

第百九十八条の二第一項第一号中「第百九十七条第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第百九十八条の六第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十三条の六第二項（第六十六條の十五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第二百九条の五から第二百九条の七までの規定中「第百九十七条第一項第五号」の下に「若しくは第六号」を加える。

第二百十條第一項中「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、「提出し」を「提出し」に改める。

第二百十一條の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「搜索又は差押え」を「犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件」と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この章において同じ。）に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができ。

第二百十一條第五項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」の下に「規定による」を加え、「臨検すべき」を「犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくはは、場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線と接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならぬ。

第二百十一條第三項中「許可状」の下に「第二百二十二條の三第四項及び第五項を除き」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において」

に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくはは、場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線と接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされ、その電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十一條の二の次に次の二條を加える。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第二百十一條の三 委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めらるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならぬ。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、

通じて六十日を超えることができない。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

第二百十一條の四 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第二百十二條の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十三條及び第二百十四條中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十五條の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条の次に次の一條を加える。

（処分を受ける者に対する協力要請）

第二百十五條の二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第二百十九条本文中「質問 検査 領置」を削り、「又は差押え」を、「差押え又は記録命令令付差押え」に改め、「質問を受けた者又は」を削り、「これらの者」を「立会人」に改め、同条ただし書中「質問を受けた者又は」を削り、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

委員会職員は、この章の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがなければどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調査に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならぬ。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 委員兼職員は、この章の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第二百二十条の見出しを「(領置目録等の作成等)」に改め、同条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押えに」、「若しくは差押押物件を」、差押物件若しくは記録命令付差押物件に、「若しくは所持者」を、「所持者若しくは保管者(第二百十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。)」に改める。

第二百二十一条の見出しを「(領置物件等の処置)」に改め、同条中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

第二百二十二条の見出しを「領置物件等の還付等」に改め、同条第一項中「委員会」を「委員職員」に、「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改め、同条第二項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」について、その「に改め、同条第三項中

(移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)
第二百二十二条の二 委員会職員は、第二百十

一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差し押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第二百二十二条の三 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定をを受けた者

(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができ

3 前項の許可の請求は、委員会職員からしなければならぬ。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

第二百二十四条第二項中「第二百十一條中「委員會」を「第二百十一條第一項中「委員會の」に、「財務支局」と、前二條を「財務支局の」と、第二百二十二條第二項に改め、「財務支局長」との下に、「第二百二十二條の三第二項中「委員

会」とあるのは「第二百二十四条第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局等職員の所属する財務局又は「財務支局」と、前条中「委員会に」とあるのは「財務局長又は財務支局長に」とを加える。

第二百二十六条第一項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に、「又は差押目録」を「差押目録又は記録命令付差押目録」に改め、同条第二項及び第三項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正）
 第三条 金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「該当するもの」の下に「並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

ハ 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産

第三條第三項中「物又は権利」及び「物若しくは権利を」を「財産」に改め、同条第四項第一号中「額を」を「金銭の額(当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの)(以下この号

五 前条第一項第六号に掲げる行為(同号ハ

に係るものに限る。）にあつては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容容当該権利が存在しないときは、その旨及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容

第六條第二項中「物若しくは權利」及び「物又は權利」を「財産」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）
 第四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項及び第五項中「に規定する事業を」の事業」に改め、同条第六項第八号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に、「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第十二号及び第十三号から第十五号までの規定中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同条第七項第二号中「同項各号を」を「当該各号」に改め、同条第十七項本文中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項ただし書中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項ただし書中「及び第八項」を「第八項及び第二十四項」に、「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第二十項中「の各号」を削り、同条第二十三項中「及び第七項」を「第七項及び次項」に、「他の事業」を「他の事業」に改め、同条第二十四項中「他の」を「他の」に改め、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員のために、次の事業を行うことができる。

一 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該農業協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該農業協同組合連合会の行う第一項第二号若しくは第三号の事業の高度化又は当該農業協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

二 前号の事業に附帯する事業
第十一号第二項中「及び第七項」を、「第七項及び第二十四項」に改める。

第五條 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八十七條第四項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第八十七條第九項ただし書中「及び第十二号」を、「第十二号及び第十三号」に改める。

第九十七條第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九十七條第七項ただし書中「及び第十二号」を、「第十二号及び第十三号」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第六條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第十二号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第十五号の二、第十七号から第十九号まで及び第二十二号中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業の高度化又は当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの

第九條の八第七項中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項第八項中「に掲げる事業」を「の事業」に改める。

第九條の九第二項から第四項までの規定中「に規定する事業」を「の事業」に改め、同項第六項第一号中「及び第十三号から第二十三号まで」を「第十三号から第二十二号まで及び第二十四号」に改め、同項第一号の二中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第一号の四の次に次の一号を加える。

一五 所屬員から取得した当該所屬員に関する情報を当該所屬員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該協同組合連合会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該協同組合連合会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該協同組合連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第九條の九第六項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第七條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 會員から取得した当該會員に関する情報を当該會員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十三條第六項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十四條第四項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四條第五項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第八條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(労働金庫法の一部改正)

第九條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第十三号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四 會員から取得した当該會員に関する情報を当該會員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八條第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十八條の二第二項第十一号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫連合会の前項第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八條の二第三項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(銀行法の一部改正)

第十條 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業務の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(保険業法の一部改正)

第十一条 保険業法平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

第六百六条第一項第十二号中「第十項」を「第十項」に改め、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第六百六条第七項中「第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に、「第十項」を「第十一項」に、「以下この条及び」を「次項及び第九項並びに」に改め、「とき」の下に「第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第八項中「保険会社の子会社」の下に「(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該保険会社の子会社及び第一項第十三号の二に掲げる

会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第六百七条第一項中「第十二号」の下に「第十三号の二」を加え、「以下この条」を「次項から第六項まで」に改め、「当該」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 農林中央金庫法平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十号中「主務大臣」を「主務大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正)

第十三条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一括清算と破産手続等との関係)」を付し、同条中「なされた」を「された」に、「すべて」を「全て」に改め、本則に次の一条を加える。

第四条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)の特定金融取引の相手方が、前条の規定により一の債権(以下この条において「一括清算後債権」という。)を有することとなる場合において、当該更生手続開始の決定がされた者と当該相手方との間において更生手続開始の申立て前に締結された担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定しているものに限る。)に基づく一括清算後債権に係る担保権を有するときは、当該担保権の目的である財産(特定金融取引を行う当事者が相手方に対し債務の履行を担保するために預託する有価証券その他の内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「一括清算対象財産」という。)は、当該更生手続開始の申立てがあつた時において当該相手方に帰属する。

2 前項の場合において、当該相手方に帰属する一括清算対象財産の評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次項において同じ。)が一括清算後債権の額を超えるときは、当該相手方は、当該更生手続開始の決定がされた者に対して、その超える額に相当する金銭を遅滞なく支払わなければならない。ただし、当該一括清算対象財産の一部をもって、当該金銭の全部又は一部に代えることができる。

3 第一項の規定により一括清算対象財産が更生手続開始の決定がされた者の相手方に帰属するときは、一括清算対象財産の評価額(その額が一括清算後債権の額を超えるときは、一括清算後債権の額を一括清算後債権の額から控除するものとする。

4 前三項(第二項ただし書を除く。)の規定

は、更生手続開始の決定がされた者とその特定金融取引の相手方との間において、更生手続開始の申立て前に担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に担保権の目的である財産を処分させることができることを約定しているものに限る。)が締結されている場合に準用する。この場合において、第一項中当該更生手続開始の申立てがあつた時」とあるのは「当該相手方が更生手続開始の申立て以後更生手続開始前に第三者に譲渡した時」と、「当該相手方に」とあるのは「当該第三者に」と、第二項中「当該相手方に」とあるのは「当該第三者に」と、「評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう)」とあるのは「譲渡価額(その額が内閣府令で定めるところにより算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額」と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の相手方」とあるのは「第三者」と、「評価額」とあるのは「譲渡価額」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に暗号資産管理業務(第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。))第二条第七項に規定する暗号資産の管理(第一条の規定による改正前の資金決済に関する法律(以下「旧資金決済法」という。))第二条第七項第三号に掲げる行為に該当するものを除く。)を業として行うことをいう。以下この条及び次条において

同じ。)を行つてゐる者(附則第四条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月間(当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替へて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行つてゐる当該暗号資産管理業務の利用者のために、この法律の施行の際現に管理してゐる暗号資産と同じ種類の暗号資産について、当該暗号資産管理業務を行うことができる。

2 前項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに新資金決済法第六十三条の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替へて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者(新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。)とみなして、新資金決済法及び附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この

場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務(情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 号)附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。)の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替へて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第三条 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けてゐる者(附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者を含む。)は、新資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなす。

2 旧資金決済法第六十三条の四第一項の規定による仮想通貨交換業者登録簿は、新資金決済法第六十三条の四第一項の規定による暗号資産交換業者登録簿とみなす。

第五条 旧資金決済法第六十三条の二十一の規定により仮想通貨交換業者(旧資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。次

条において同じ。)とみなされていた者は、その行う仮想通貨の交換等(旧資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。)に關し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業(同項に規定する仮想通貨交換業をいう。)に關し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、暗号資産交換業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第八十七条の規定による認定を受けてゐる一般社団法人(次条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人を含み、仮想通貨交換業者をその社員とするものに限る。)は、新資金決済法第八十七条の規定による認定を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされてゐないもの

二 旧資金決済法第八十七条の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をすることがどうかの処分がされてゐないもの

第八条 この法律の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の定めがあるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 この法律の施行前に開始した電子記録移転権利(第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。)に相当するものに係る有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項(同条第五項

において準用し、及びこれらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。)については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業(新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいい、第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を行つてゐる者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第十二条において同じ。)及び同法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替へて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行つてゐる当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱つてゐる有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2 前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替へて適用される同法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、

とができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替へて適用される同法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、

施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により新金融商品取引業を行うことができる場合においては、その者を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款、第二節(第三十六條の二を除く)、第三節(第四十六條、第四十六條の五、第四十六條の六、第四十九條の四及び第四十九條の五を除く)、第四節(第五十三條を除く)及び第八節の規定並びにこれらの規定に係る新金融商品取引法第八章及び第八章の二の規定並びに新犯罪収益移転防止法(これらの規定に規定に基づく命令の規定を含む)を適用する。この場合において、金融商品取引法第五十二條第一項中「第二十九條の登録を取り消し」とあるのは、「新金融商品取引業(情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 号)附則第十條第一項に規定する新金融商品取引業をいう)の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二條第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた場合における新金融商品取引法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により金融商品取引法第二十九條の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

11 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号、名称又は氏名及び住所並びに新金融商品取引法第二十九條の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 前条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が前項の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

12 前条第二項の規定により新金融商品取引法第二十九條の二第一項第八号又は第九号に規定する行為を業として行っている金融商品取引業者については、施行日において当該行為に係る同項第五号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項について変更をしようとするものとみなして、新金融商品取引法第三十一條第四項の規定を適用する。この場合において、当該金融商品取引業者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に同条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九條の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間とし、当該期間内に変更登録又は変更登録の拒否の処分が行われなかったときは、これらの処分があるまでの間)は、当該事項について新金融商品取引法第三十一條第四項の変更登録を受けなくても、この法律の施行の際現に行っている当該行為に係る業務の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱っている新金融商品取引法第二十九條の二第一項第八号又は第九号に規定する権利及びデリバティブ取引と同じ種類の権利及びデリバティブ取引について、当該行為に係る業務を行うことができる。(権限の委任)

13 内閣総理大臣は、附則第三條第一項及び第十一條第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

14 金融商品販売業者等(第三條の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律(以下この条において「新金融商品販売法」とい

う。第二條第三項に規定する金融商品販売業者等をいう。)が、この法律の施行前に新金融商品販売法第三條第一項に規定する重要事項に相当する事項について同項の規定の例により説明を行った場合には、当該説明を同項の規定により行った説明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

(金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

15 第十三條の規定による改正後の金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第四條の規定は、施行日以後に更生手続開始の申立てがあつた者により設定されている担保権の目的である財産について適用する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

16 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十三條の三第五項中「禁止行為」の下に、「第四十三條の六(暗号資産関連業務に関する特則)を、「規定を除く。中」との下に、「同法第三十四條の規定とあるのは「同法第三十四條及び第四十三條の六第一項の規定」とを加え、同条第六項中「金融商品取引法第四十二條の二」の下に、「第四十三條の六を、「同法第三十四條」の下に「及び第四十三條の六第一項を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

17 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十條の二(四中)の売主となる場合の下に「(暗号資産(金融商品取引法第二條第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。)を対価とする譲渡をする場合を含む。を、「不動産信託受益権等の売買」の下に「(暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。を加える。

18 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十六号及び第四十八條の二(見出しを含む。中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

(法人税法の一部改正)

19 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項から第六項までの規定中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第七項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第八項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改め、同条第九項中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

61 第六十一條の六第四項第二号中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

20 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十一号(中)「中」の又は「を」の、「に」改め、「除く」の下に「又は同法第二十九條の二第一項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるもの」を加え、同表第四十九号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

21 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第六十三條の六第一項」を「第六十三條の六第二項」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法等の一部改正)

22 次に掲げる法律の規定中「及び第七項」を、「第七項及び第二十四項」に改める。

一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二條第四項第一号

二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第二条第三項第一号

三 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)第十五条第二項

(郵政民営化法の一部改正)

第二十三号 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第百三十九条第一項中「とき」の下に「(同法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ。)」を加え、同条第二項中「郵便保険会社の子会社」の下に「同条第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同条第八項中「第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「又は第二項」を「第二項後段又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「又は第二項」を「第二項後段又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 郵便保険会社は、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している保険業法第百六条第一項に規定する子会社対象会社(郵便保険会社の子会社及び同項第十三号の二に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総

理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百四十九条第一項第二号及び第百五十一条第二号中「第百三十九条第八項」を「第百三十九条第九項」に改める。

第百九十六号第十号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第十一号中「第百三十九条第六項」を「第百三十九条第七項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第三十条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換契約」を「暗号資産交換契約」に、「仮想通貨交換用情報」を「暗号資産交換用情報」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換用情報」を「暗号資産交換用情報」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第二十五条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「第六款及び第七款を「第七款及び第八款」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六条 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第一項中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「新法人税法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「有する新法人税法」を「有する法人税法」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に、「新法人税法」を「同法」に、「ついて新法人税法」を

「ついて同法」に、「おいて新法人税法」を「おいて同法」に、「並びに新法人税法」を「並びに同法」に改め、同条第五項中「新法人税法」を「法人税法」に、「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号エ中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十八条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十一年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中」仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号二とあるのは、「同号二」とする。

2 前項の場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第三十九条のうち資金決済に関する法律第六十三条の五第一項第十号イの改正規定中「第六十三条の五第一項第十号イ」とあるのは、「第六十三条の五第一項第十一号イ」と、「仮想通貨交換業」とあるのは「暗号資産交換業」とする。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九条 施行日が漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日後である場合には、第五条のうち水産業協同組合法第八十七条第九項ただし書の改正規定中「第八十七条第九項ただし書」とあるのは、「第八十七条第十一項ただし書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二号(その二)中正誤

ページ 段 行 誤 正

九 三 終わり
二 三 終わり
三 八 終わり
四 七 終わり
五 四 終わり

平成三十一年法 令和元年法律第 号